

洞爺湖町

第2期 子ども・子育て支援事業計画

子どもが 親が 地域が育つ
子育て応援の町

令和2年3月
洞 爺 湖 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置付け	2
3 計画の期間	2
4 策定体制	2
第2章 洞爺湖町の子ども・子育てに関する現状	4
1 人口の動向	4
2 子育て支援の状況	8
3 将来人口推計	11
4 ニーズ調査結果の概要	12
第3章 第1期事業計画の事業実績	19
1 教育・保育	19
2 地域子ども・子育て支援事業	21
第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標（視点）	27
3 施策の体系図	28
第5章 施策の展開	29
1 子どもの権利が大切にされる環境の充実	29
2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	33
3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	41
4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	47
第6章 子ども・子育て支援事業計画	52
1 教育・保育提供区域の設定	52
2 教育・保育の提供体制の確保	53
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	58
4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	66

第7章 子どもの貧困に関する取り組み	67
1 子どもの貧困に関する現状と課題	67
2 取り組みの方向性.....	78
3 取り組みの内容.....	80
第8章 計画の推進体制	84
1 計画の推進に向けた役割.....	84
2 計画の推進に向けた3つの連携.....	85
3 計画の達成状況の点検・評価	86
資 料 編	87
1 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱.....	87
2 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿.....	88

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

平成26年度に策定された「子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度に計画期間が満了となり、令和2年度を初年度とする新たな「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

洞爺湖町では、計画策定の前年度である平成30年度にニーズ調査を実施し、今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握、分析などを行うとともに、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

2 計画の法的根拠と位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づいて、本町の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、道の「子ども・子育て支援事業計画」や、町の上位計画である「洞爺湖町まちづくり総合計画」、及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」など、町の各種関連計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期 計画期間									
					第2期 計画期間				

4 策定体制

(1) 子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行なうために、「学識経験者」、「子ども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「子どもの保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を開催し、計画内容の検討を行いました。

【委員会開催年月日等】

	年月日	検討内容
	平成31年1月	・ニーズ調査の実施
第1回	令和元年10月7日	・第2期計画へ向けての概要説明 ・ニーズ調査結果の結果報告 ・第1期計画事業の点検・評価
第2回	令和元年11月25日	・ニーズ調査結果に基づく量の見込みの検討 ・事業計画素案の内容検討
第3回	令和2年1月30日	・事業計画素案の内容検討
	令和2年2月10日 ～令和2年2月28日	・パブリックコメントの実施
第4回	令和2年3月	・事業計画（案）の承認
	令和2年3月	・子ども・子育て支援法第61条第9項に基づき、業 計画（案）を北海道へ提出・協議
	令和2年3月	・事業計画の策定

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・小学校児童・中学校生徒・15～18歳のお子さんをお持ちの保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

洞爺湖町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和2年2月10日から令和2年2月28日にかけて意見の募集を実施し、計画へ反映しました。

(4) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

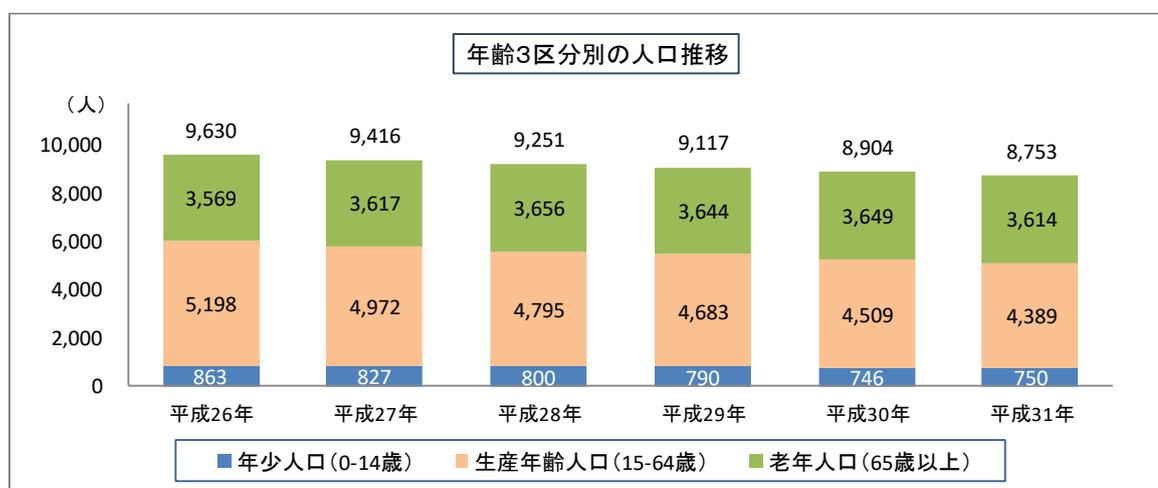
第2章 洞爺湖町の子ども・子育てに関する現状

1 人口の動向

(1) 人口の推移

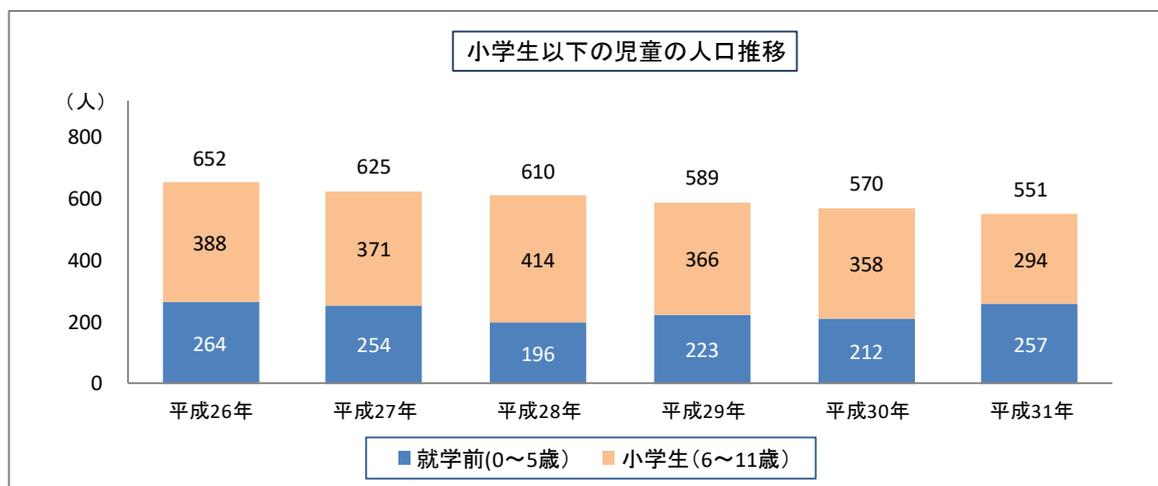
当町の人口は、平成26年の9,630人から平成31年には8,753人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の老年人口は平成26年の3,569人から平成31年には3,614人と増加しており、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。



各年4月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、就学前は平成26年の264人から平成31年の257人と年ごとの増減はあるもののほぼ横ばいで推移しており、小学生は平成26年の388人から平成31年の294人と減少しています。

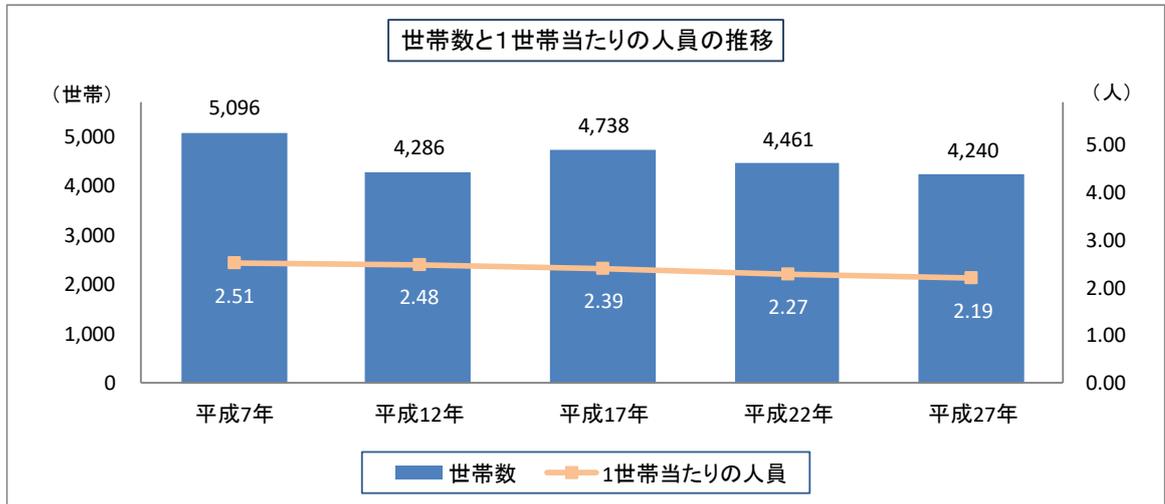


各年4月1日現在

(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査による当町の世帯数は、平成7年の5,096世帯から平成27年の4,240世帯まで年ごとの増減はあるものの減少しています。

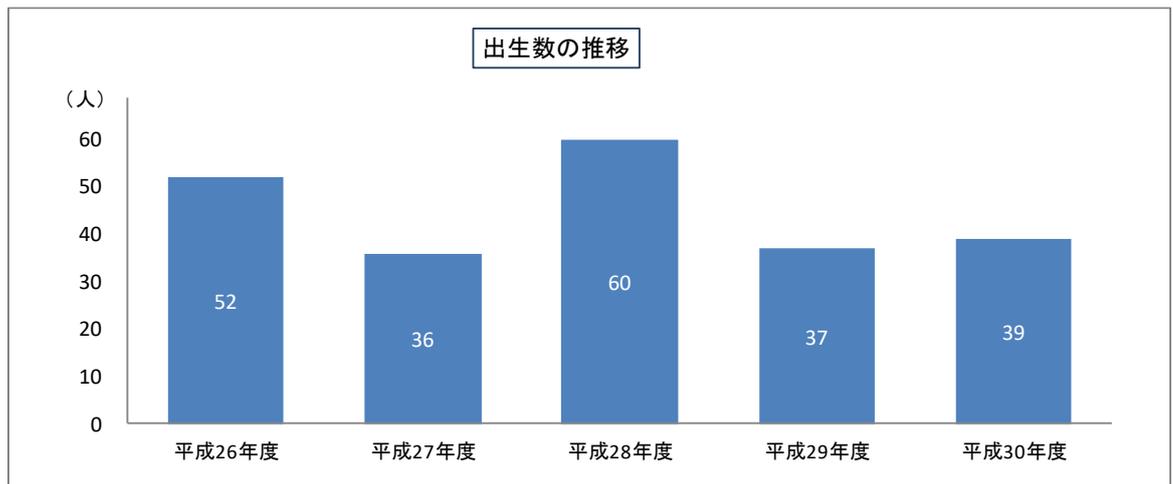
また、1世帯当たり的人员は、平成7年の2.51人から平成27年は2.19人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



国勢調査

(3) 出生数の推移

当町における出生数は、平成27年度以降、減少傾向で推移しています。

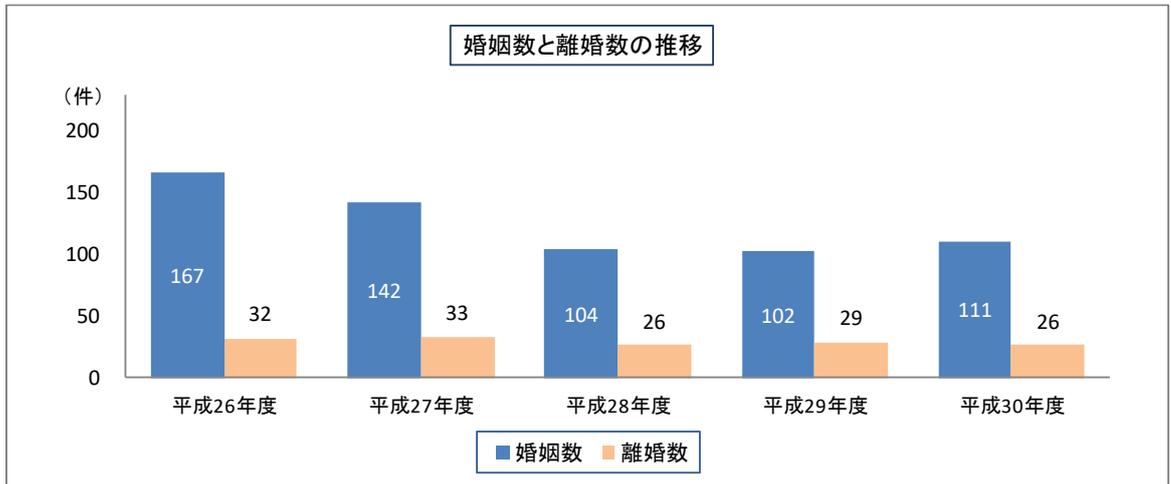


年度合計

(4) 婚姻数と離婚数

婚姻については、平成 26 年度が 167 件と最も多く、平成 29 年度が 102 件と最も少なくなっています。

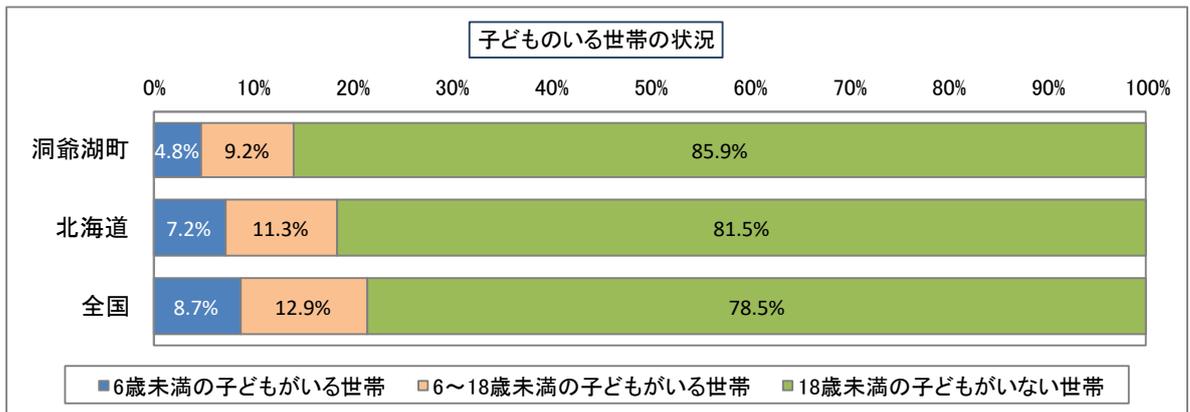
また、離婚については、平成 27 年度が 33 件と最も多く、平成 28・30 年度が 26 件と最も少なくなっています。



年度合計

(5) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

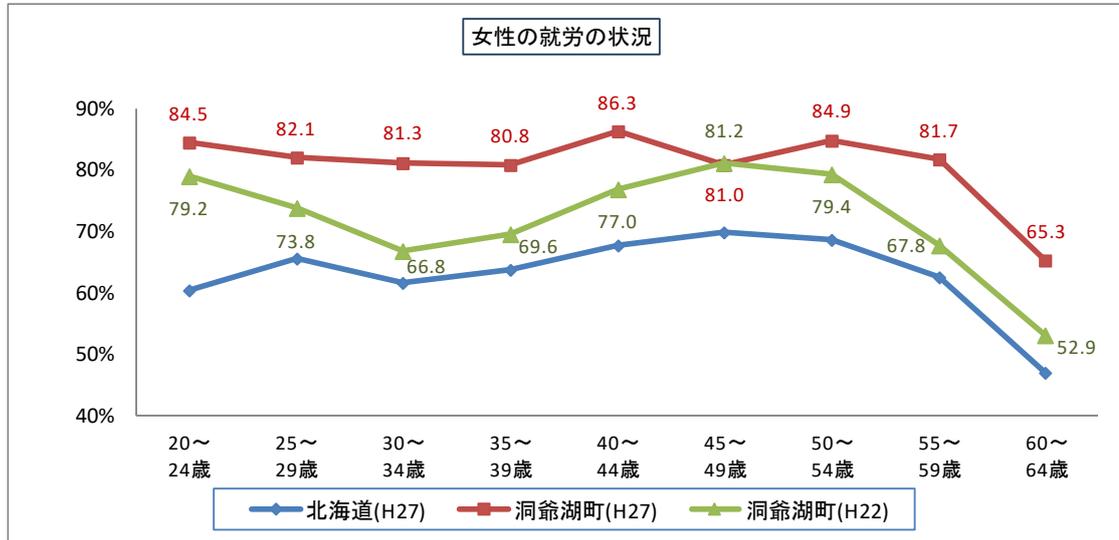


平成 27 年国勢調査

(6) 女性の就労の状況

当町における平成 27 年の女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。

また、平成 22 年と比較すると、45～49 歳以外の全ての年代で就労率が高くなっています。

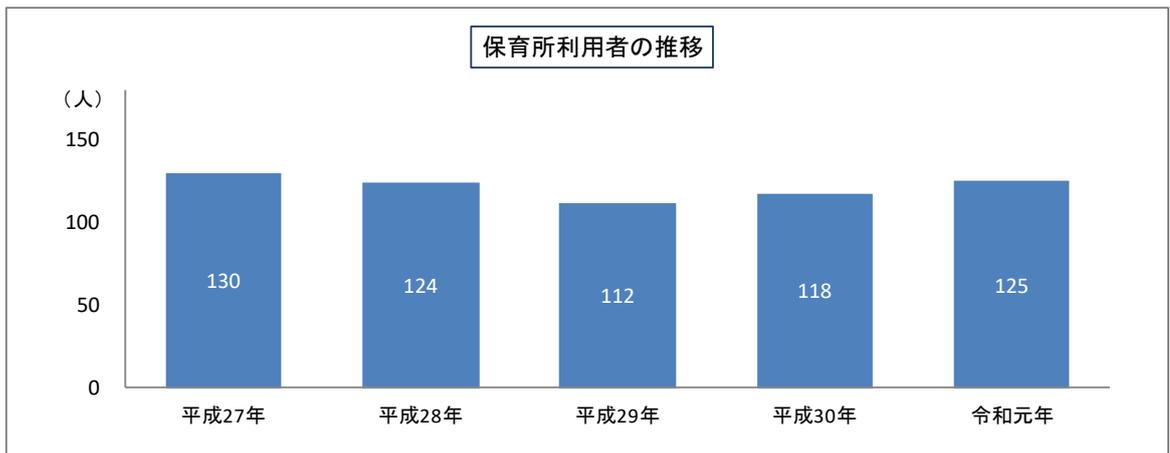


平成 27 年国勢調査

2 子育て支援の状況

(1) 保育所利用者の状況

保育所利用者の合計は、平成 27 年の 130 人から平成 29 年の 112 人まで減少傾向で推移していましたが、その後増加に転じ令和元年には 125 人となっています。令和元年の定員に対する利用者数をみると、全ての施設で定員を下回っています。



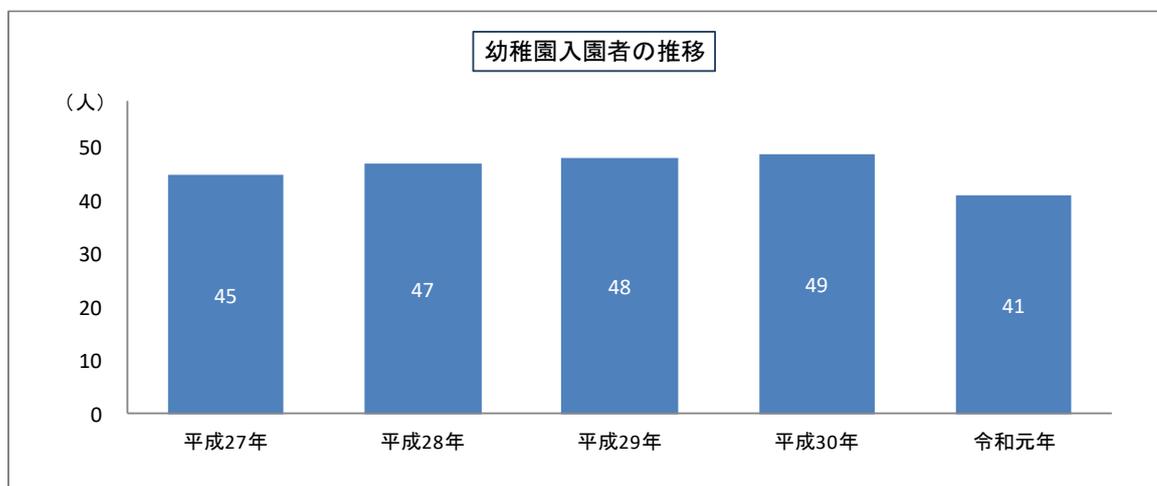
施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和元年 定員数
本町保育所	38	35	31	29	28	60
入江保育所	50	41	35	35	37	90
桜ヶ丘保育所	23	29	28	33	31	60
洞爺保育所	19	19	18	21	29	35
合 計	130	124	112	118	125	245

各年 5 月 1 日現在

(2) 幼稚園利用者の状況

幼稚園入園者数の合計は、平成 27 年の 45 人から平成 30 年の 49 人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ令和元年には 41 人となっています。

令和元年の定員に対する入園者数をみると、定員を下回っています。

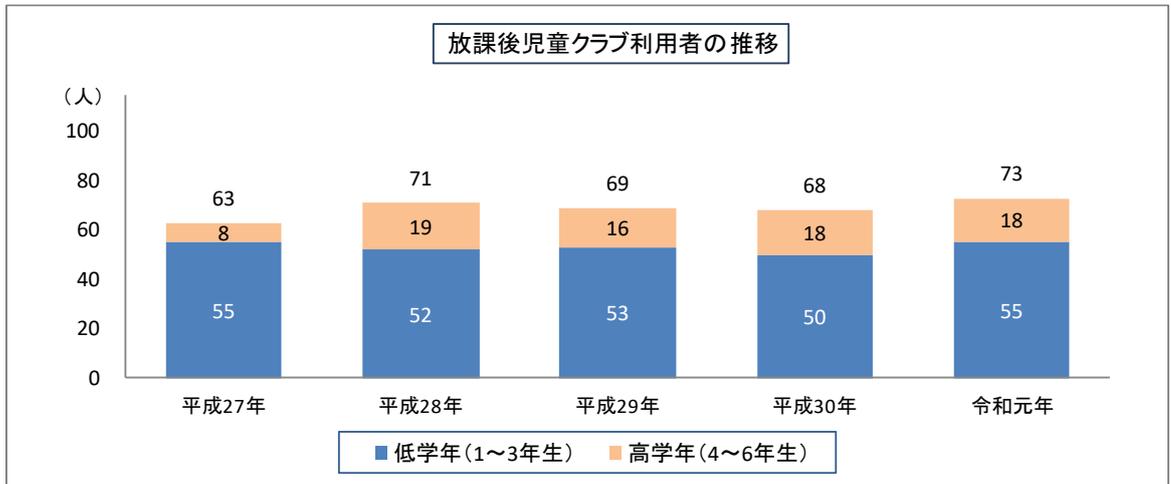


施設名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和元年 定員数
とうやこ幼稚園	45	47	48	49	41	80

各年 5 月 1 日現在

(3) 放課後児童クラブ登録者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、平成27年の63人から令和元年の73人と増加傾向で推移しています。



低学年(1~3年生)

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
風っ子	28	25	30	32	36
洞爺湖クラブ	10	15	11	6	7
とうや児童クラブ	17	12	12	12	12
合計	55	52	53	50	55

各年5月1日現在

高学年(4~6年生)

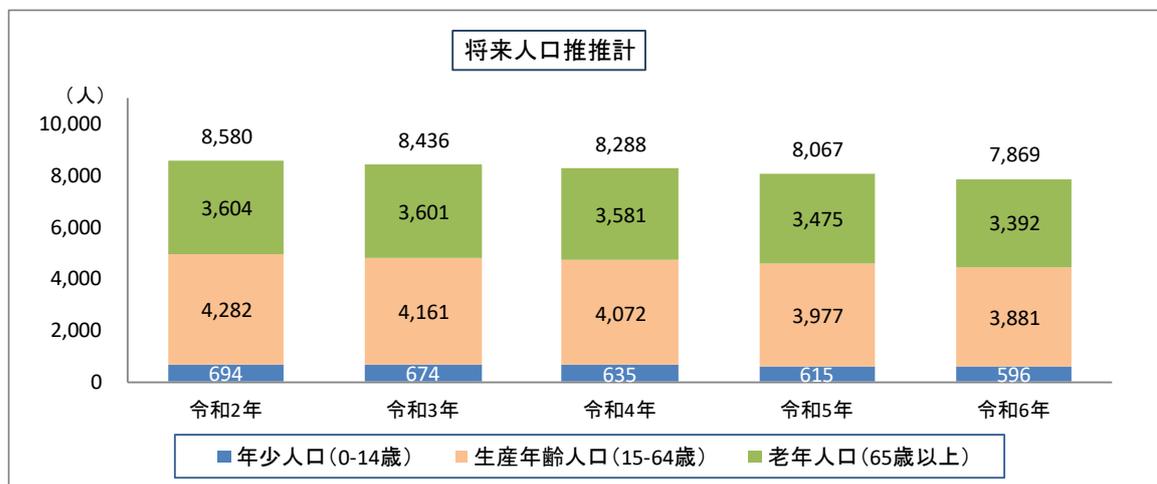
施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
風っ子	4	10	3	3	3
洞爺湖クラブ	1	3	7	10	12
とうや児童クラブ	3	6	6	5	3
合計	8	19	16	18	18

各年5月1日現在

3 将来人口推計

以下に、令和2年から令和6年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和6年には総人口が7,869人、年少人口が596人と見込まれています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(0~14歳人口)	694	674	635	615	596
未就学児(0~5歳)	252	243	240	212	206
小学生(6~11歳)	269	263	255	262	265
中学生(12~14歳)	173	168	140	141	125
生産年齢人口(15~64歳)	4,282	4,161	4,072	3,977	3,881
老年人口(65歳以上)	3,604	3,601	3,581	3,475	3,392
総人口	8,580	8,436	8,288	8,067	7,869

コーホート法による推計

4 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするものです。

(2) 調査対象者

就学前児童調査	洞爺湖町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
小学生児童調査	洞爺湖町在住の小学校児童をお持ちの保護者の方
中学校・高校生徒等用調査	洞爺湖町在住の中学校生徒、15～18歳のお子さんをお持ちの保護者の方

(3) 調査方法

就学前児童調査	郵送及び保育所等経由による配布、回収調査
小学生児童調査	郵送及び小学校経由による配布、回収調査
中学校・高校生徒等用調査	郵送及び中学校経由による配布、回収調査

(4) 調査期間

平成31年1月

(5) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	218	144	66.1%
小学校児童調査	257	180	70.0%
中学校・高校生徒等用調査	293	135	46.1%

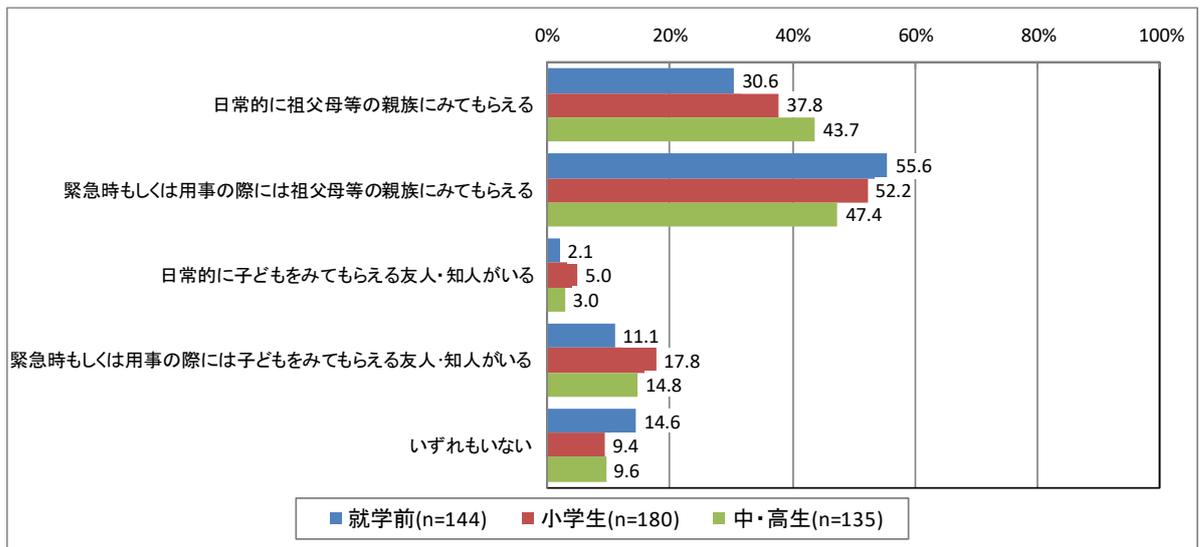
(6) 集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n=”は、各設問の対象者数を表しています。

(7) 調査結果

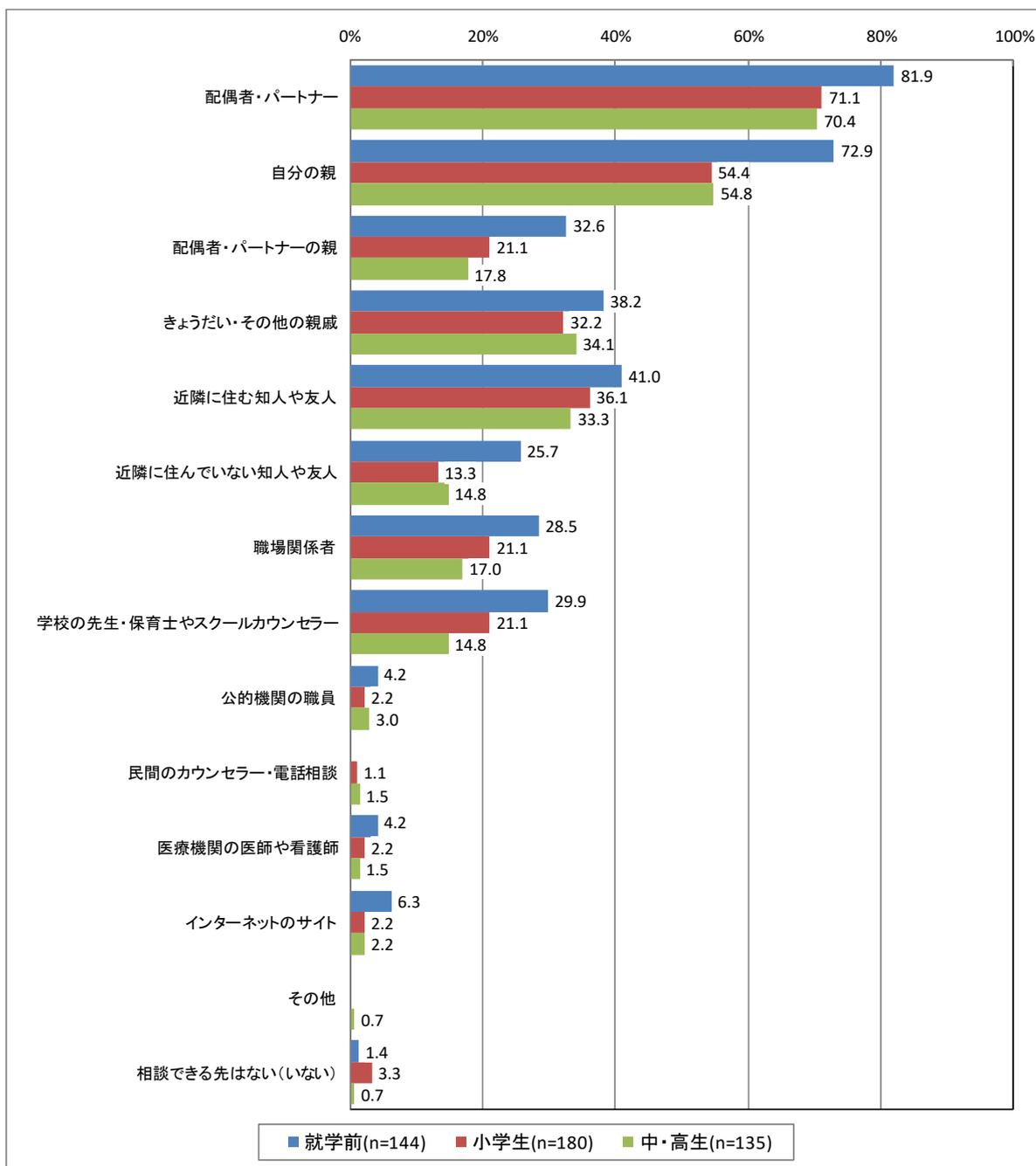
①子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で 14.6%、小学生児童で 9.4%、中・高校生で 9.6%となっています。



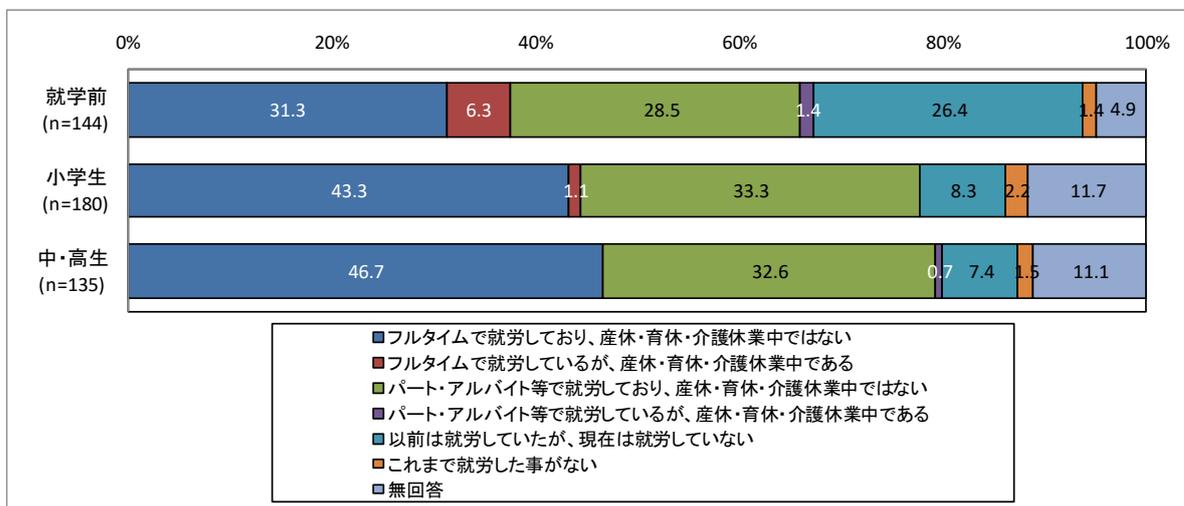
②子育て（教育を含む）に関する相談先

子育て（教育を含む）に関する相談先では、就学前児童、小学生児童、中・高校生徒すべてにおいて「配偶者・パートナー」「自分の親」という身近な人が多くなっています。

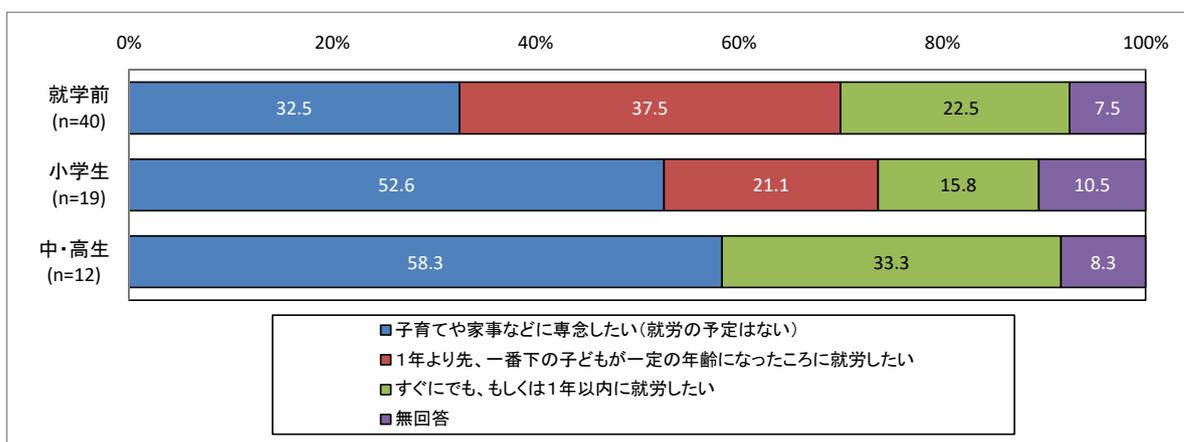


③保護者の就労状況

母親の就労状況（産休・育休・介護休業中含む）をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で67.5%、小学生児童で77.7%、中・高校生徒で80.0%となっています。

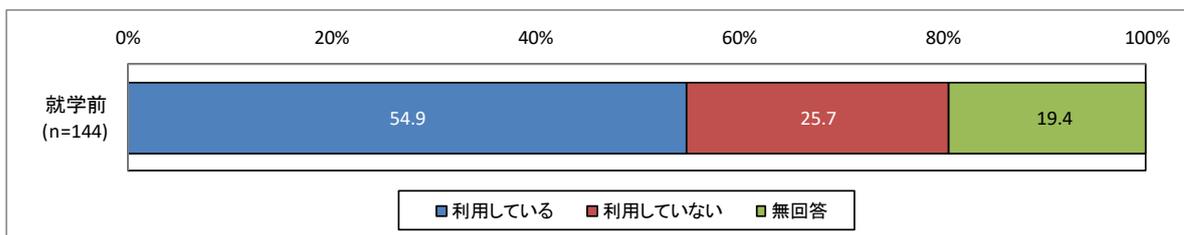


就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童で60.0%、小学生児童で36.9%、中・高校生徒で33.3%となっています。



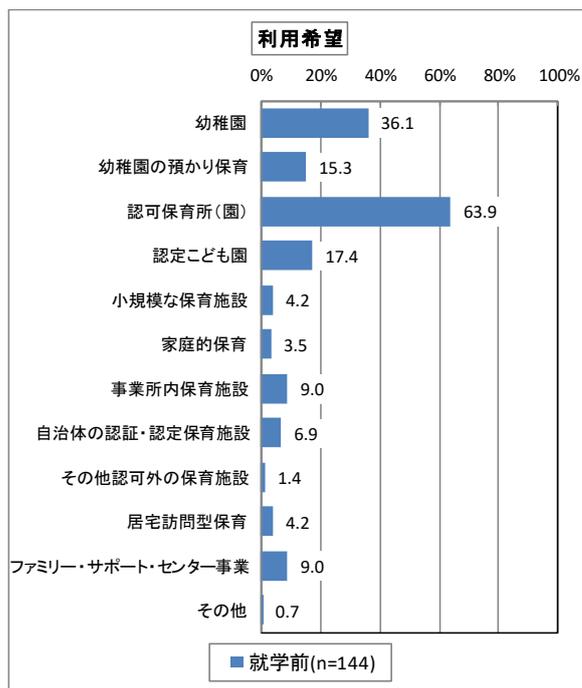
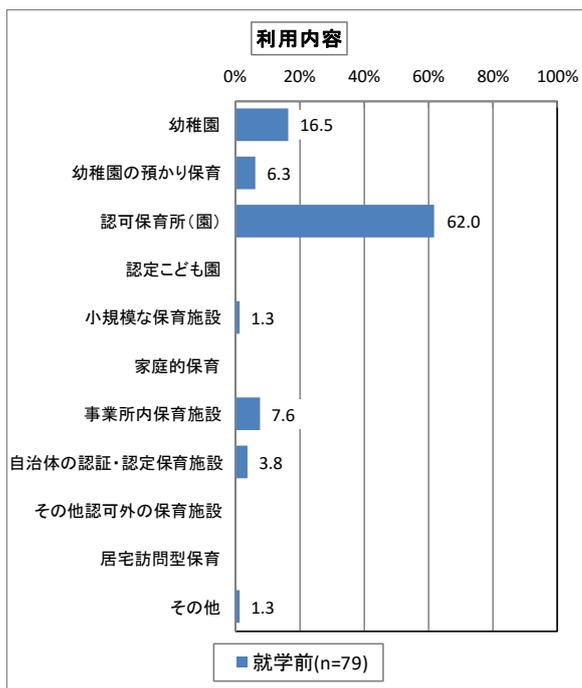
④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 54.9%と なっています。



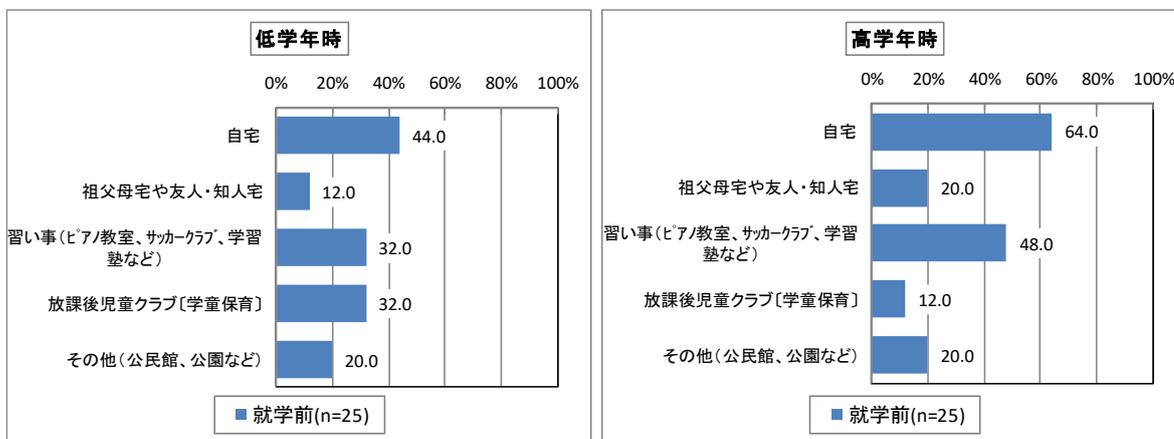
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認可保育所（園）」62.0%、「幼稚園」 16.5%の順となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所（園）」63.9%、「幼稚園」 36.1%、「認定こども園」17.4%と、「幼稚園」で利用状況より今後のニーズが高くな っています。

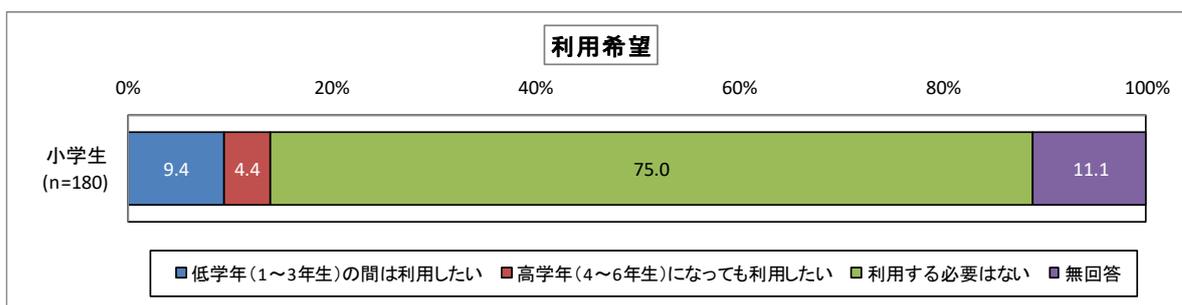
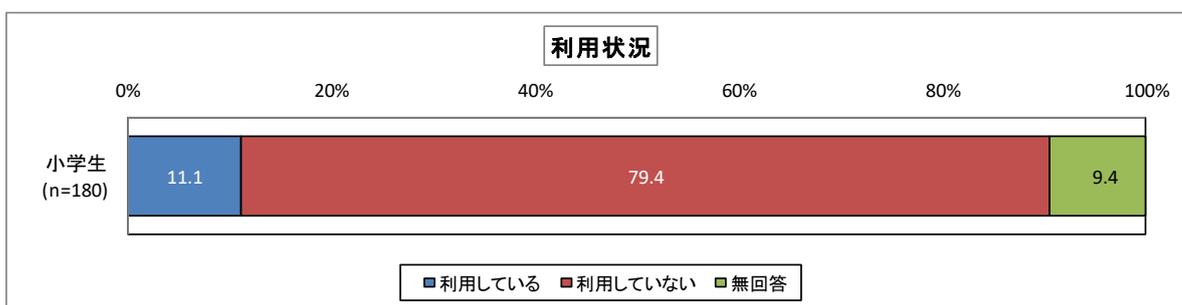


⑤放課後児童クラブ

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると32.0%、高学年時では12.0%となっています。

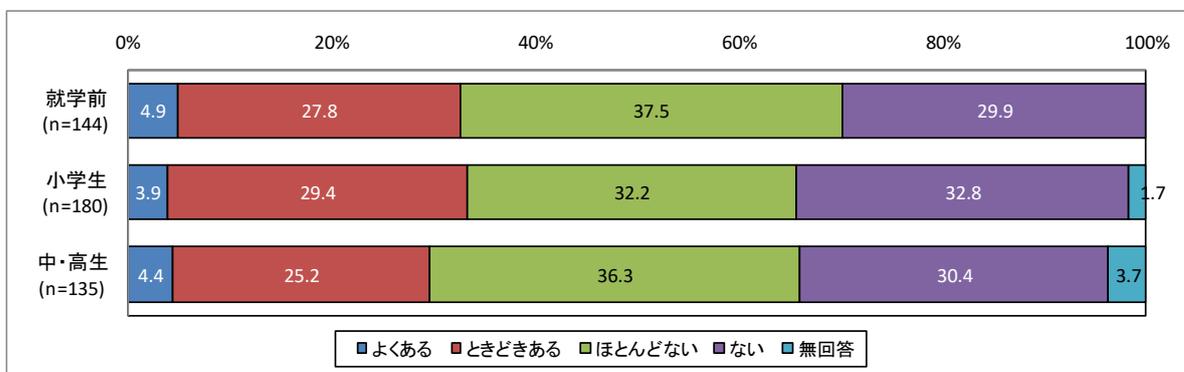


小学生児童の「放課後児童クラブ」に関する利用状況をみると11.1%となっており、利用希望では、「低学年での利用」「高学年までの利用」あわせて13.8%となっています。



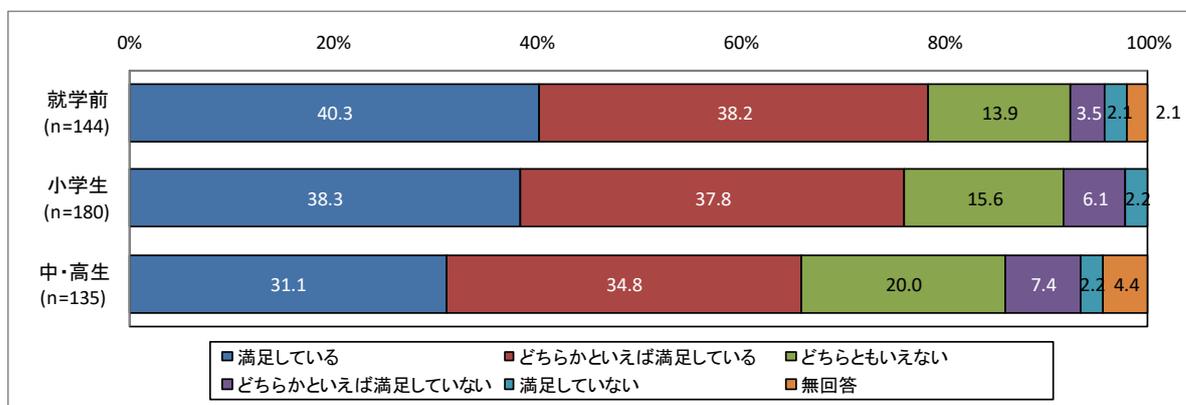
⑥子育てに対するやる気

やる気がおこらず子どもの世話をしたくない時があるかでは、「よくある」「ときどきある」をあわせた『ある』とした回答が、就学前児童で 32.7%、小学生児童で 33.3%、中・高校生で 29.6%となっています。



⑦子育てに対する満足度

子育てに対する満足度では、「満足している」「どちらかといえば満足している」をあわせた『満足している』とした回答が、就学前児童で 78.5%、小学生児童で 76.1%、中・高校生で 65.9%と高くなっています。



第3章 第1期事業計画の事業実績

第1期子ども・子育て支援事業計画にて設定した見込量に対する計画期間の実績や各事業の利用状況を整理しました。

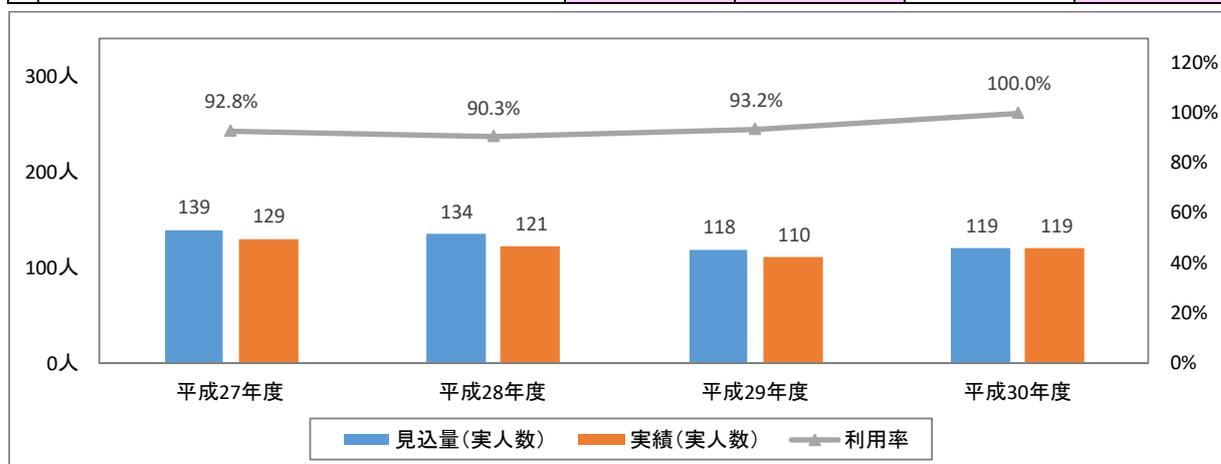
1 教育・保育

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

保育施設における第1期計画期間の全体の実績は、平成27年度の129人から平成30年度には119人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

第1期計画全体の見込量との比較を行うと、平成30年度は見込み通り、その他の年度で実績が見込量を下回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	139	134	118	119
2号認定(3~5歳)	101	96	81	83
3号認定(0歳)	6	6	5	5
3号認定(1・2歳)	32	32	32	31
実績	129	121	110	119
2号認定(3~5歳)	87	81	71	75
3号認定(0歳)	2	5	7	5
3号認定(1・2歳)	40	35	32	39
利用率(実績/見込)	92.8%	90.3%	93.2%	100.0%
2号認定(3~5歳)	86.1%	84.4%	87.7%	90.4%
3号認定(0歳)	33.3%	83.3%	140.0%	100.0%
3号認定(1・2歳)	125.0%	109.4%	100.0%	125.8%

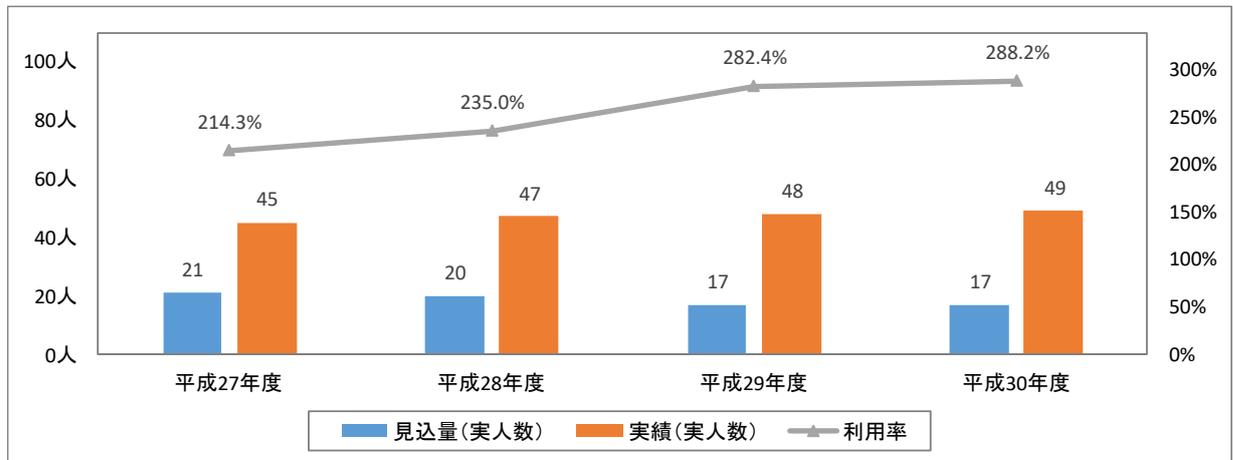


(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

特定教育施設における第 1 期計画期間の実績は、平成 27 年度の 45 人から平成 30 年度には 49 人と増減傾向で推移しています。

第 1 期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値が見込量を上回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	21	20	17	17
実績	45	47	48	49
利用率(実績／見込)	214.3%	235.0%	282.4%	288.2%



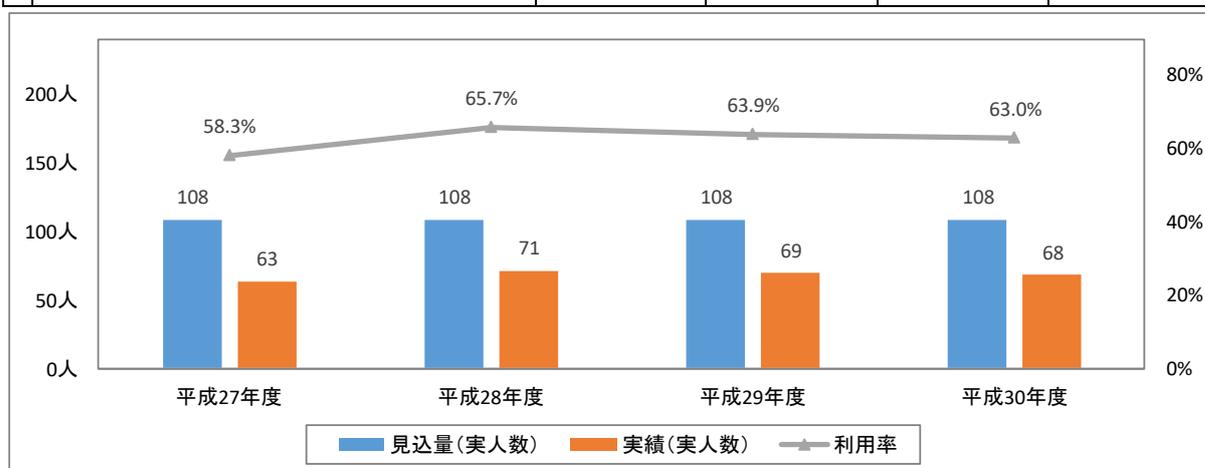
2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業における第1期計画期間の全体の実績は、平成27年度の63人から平成30年度には68人と年度ごとの増減はあるものの増加しています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、低学年、高学年ともに全ての年度で実績値が見込量を下回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	108	108	108	108
低学年(6～8歳)	73	73	73	73
高学年(9～11歳)	35	35	35	35
実績	63	71	69	68
低学年(6～8歳)	55	52	53	50
高学年(9～11歳)	8	19	16	18
利用率(実績/見込)	58.3%	65.7%	63.9%	63.0%
低学年(6～8歳)	75.3%	71.2%	72.6%	68.5%
高学年(9～11歳)	22.9%	54.3%	45.7%	51.4%



(2) 延長保育事業

延長保育事業に関しては、第1期の見込量はあるものの実績はありませんでした。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	3	3	3	3
実績	0	0	0	0

(3) 病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）に関しては、第1期の見込量はあるものの実績はありませんでした。

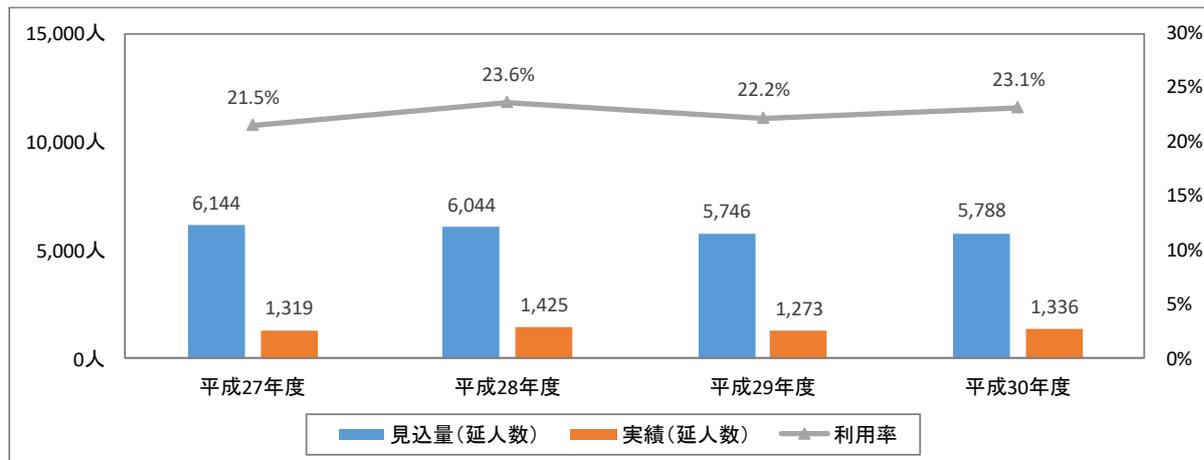
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	72	72	72	72
実績	0	0	0	0

(4) 一時預かり事業

一時預かり事業における第1期計画期間の全体の実績は、平成27年度の1,319人から平成30年度には1,336人と年度ごとの増減はあるものの増加しています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、平成27年度を除く全ての年度で実績値が見込量を下回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	108	108	108	108
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	73	73	73	73
一時預かり(幼稚園型以外)	35	35	35	35
実績	63	71	69	68
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	55	52	53	50
一時預かり(幼稚園型以外)	8	19	16	18
利用率(実績/見込)	58.3%	65.7%	63.9%	63.0%
幼稚園における在園児を対象とした(預かり保育)	75.3%	71.2%	72.6%	68.5%
一時預かり(幼稚園型以外)	22.9%	54.3%	45.7%	51.4%

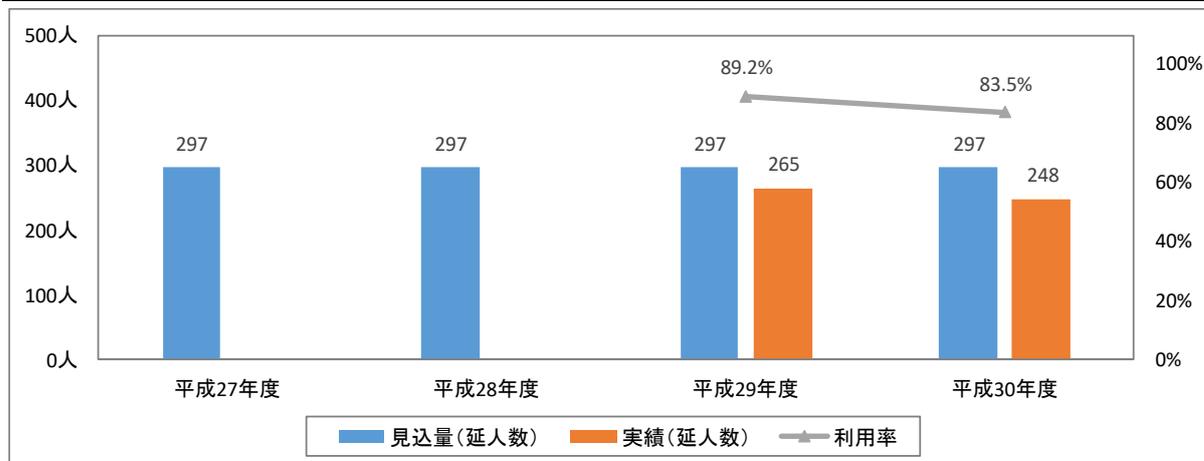


(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業における第1期計画期間の実績は、平成29年度265人、平成30年度248人となっています。平成27・28年に関しては、実績はあるものの利用人数が不明です。

第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度で実績値が見込量を下回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	297	297	297	297
実績	実績不明	実績不明	265	248
利用率(実績/見込)	—	—	89.2%	83.5%



(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）に関しては、第1期の見込量及び実績ともにありませんでした。

(7) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）

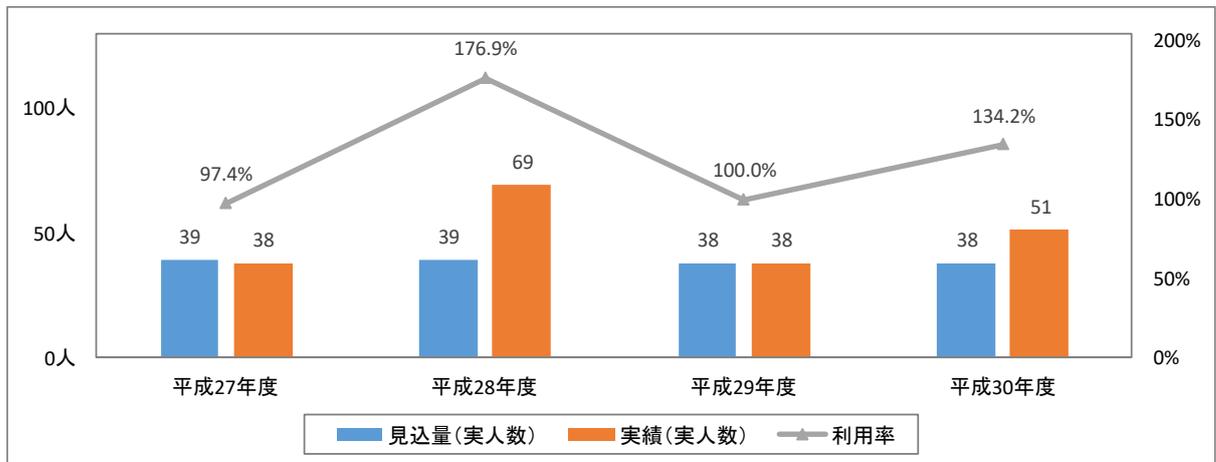
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業・ショートステイ事業）に関しては、第1期の見込量及び実績ともにありませんでした。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業における第 1 期計画期間の実績は、年度ごとにバラつきがみられます。

第 1 期計画の見込量との比較を行うと、平成 28・30 年度で実績値が見込量を上回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
見込量	39	39	38	38
実績	38	69	38	51
利用率(実績/見込)	97.4%	176.9%	100.0%	134.2%

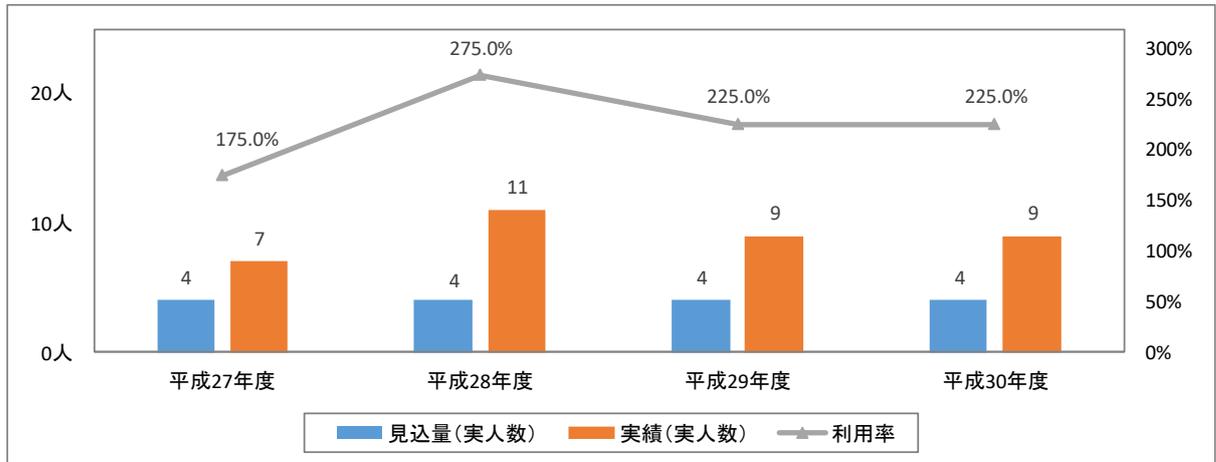


(9) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業における第1期計画期間の実績は、平成27年度の7人から平成28年度には11人と増加しましたが、その後減少し、平成30年度には9人となっています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、全ての年度において実績値が見込量を上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	4	4	4	4
実績	7	11	9	9
利用率(実績/見込)	175.0%	275.0%	225.0%	225.0%

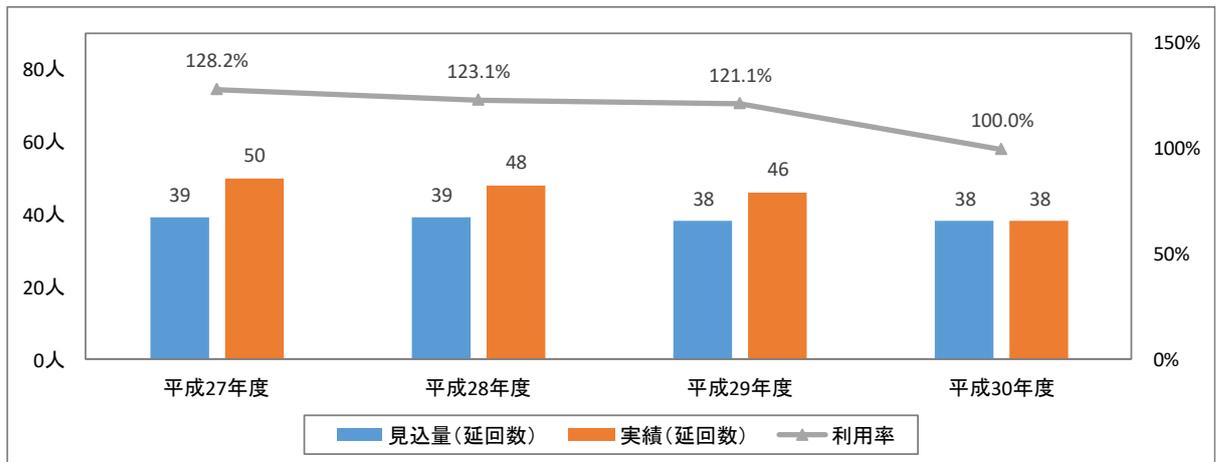


(10) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業における第1期計画期間の実績は、平成27年度の50人から平成30年度の38人と減少傾向で推移しています。

第1期計画の見込量との比較を行うと、平成30年度は見込み通り、その他の年度で実績が見込量を上回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込量	39	39	38	38
実績	50	48	46	38
利用率(実績/見込)	128.2%	123.1%	121.1%	100.0%



第4章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本町では、第1期計画において「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援の町 洞爺湖町」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、洞爺湖町民が一体となって、子どもとその保護者を支えていくことを通じて、誰もが安心して、楽しく子育てができ、地域の子どもの笑顔が広がる洞爺湖町を目指します。

基本理念

**子どもが 親が 地域が育つ
子育て応援の町 洞爺湖町**

2 基本目標（視点）

基本目標 1

子どもの視点

子どもの最善の利益が実現されることを応援します。

基本目標 2

すべての子どもと子育て家庭を支える視点

障がい、疾病、虐待、貧困など支援の必要な子どもや家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を応援します。

基本目標 3

成長・発達段階に応じて長期的に支える視点

保護者の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう応援します。

妊娠・出産期からの切れ目のない支援が実現されることを応援します。

基本目標 4

社会全体で支援する視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の理解を深め、各々が協力して役割を果たせるよう応援します。

3 施策の体系図

	基本目標	施策目標	基本施策
子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援の町 洞爺湖町	基本目標1 子どもの視点	1 子どもの権利が大切にされる環境の充実	①児童虐待防止対策の充実 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ③子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	基本目標2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点	2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実	①次世代の親の育成 ②子どもや母親の健康の確保 ③食育の推進 ④思春期保健対策の充実 ⑤小児医療の充実 ⑥乳幼児医療の充実 ⑦良質な住宅の確保 ⑧良好な居住環境の整備 ⑨安全な道路交通環境の整備 ⑩安心して外出できる環境の整備 ⑪安全・安心のまちづくりの推進
	基本目標3 成長と発達段階に応じて長期的に支える視点	3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	①保育サービスの充実 ②子育て支援のネットワークづくり ③児童の健全育成 ④子供の生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備 ⑤幼児期の質の高い教育・保育の充実
	基本目標4 社会全体で支援する視点	4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	①ひとり親家庭等の自立支援の推進 ②障がいなど発達の支援が必要な子どもとその家庭への支援

第5章 施策の展開

1 子どもの権利が大切にされる環境の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を図っていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
要保護児童地域 連絡協議会	<p>【現在の取り組み内容】 町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催。処遇困難事例等に対応し、連携により虐待の防止や早期解決に努めるとともに、ケース内容に応じた各関係機関との情報共有や今後の対応について協議を実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 今後も引き続き、警察、児童相談所等関係機関との連携を強化していきます。</p>	健康福祉課
児童虐待の防止と 早期発見	<p>【現在の取り組み内容】 保育所、幼稚園、小・中学校において、児童虐待の早期発見・早期解決に努めています。</p> <p>【計画期間内の目標】 今後も児童虐待の早期発見・早期解決に努め、関係機関との連携、強化を図り、子どもの福祉を重視した支援を実施していきます。</p>	教育委員会 管理課 健康福祉課
被害にあった子ども の保護の推進	<p>【現在の取り組み内容】 現状、虐待の事例がないことから、具体的な取り組みには至っていません。</p> <p>【計画期間内の目標】 被害を受けた子どもを見過ごさず、早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し、相互体制の強化を図っていきます。</p>	教育委員会 管理課 健康福祉課
いじめの防止と 早期発見	<p>【現在の取り組み内容】 平成31年3月に策定しました「洞爺湖町いじめ防止基本方針」に基づき、地域の実情を加味しながら学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、町全体でいじめのない社会の実現を図ります。</p> <p>【計画期間内の目標】 いじめを受けたとされる児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、必要に応じて当該学校への指導、助言等の支援を行います。</p>	教育委員会 管理課

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、交通安全施設を整備するとともに、学校や地域を通しての交通安全教室の開催や指導体制の充実、道路交通法の改正などの周知及び啓発活動の推進を図っていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
交通安全推進運動	<p>【現在の取り組み内容】 季節ごとの交通安全運動に合わせ、交通安全街頭啓発・指導やシートベルト着用推進を行うとともに、季節ごとに交通安全運動を展開しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 交通事故による死傷者が出ないよう、年間を通じ安全運転の励行やシートベルト等の着用呼びかけ等を行い、運転に支障のある高齢者の免許証返納への支援運動を推進していきます。</p>	住民課
自転車安全教室	<p>【現在の取り組み内容】 町内小学校3校（虻田・洞爺湖温泉・とうや）で、児童に対して交通指導を実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 交通ルールの正しい理解と交通安全意識を普及するとともに、自転車の点検方法や正しい乗り方など広範な視点から交通安全教育の推進を図っていきます。</p>	教育委員会 管理課
登・下校時の交通安全交通指導・パトロール事業	<p>【現在の取り組み内容】 小学生の登・下校時において、交通安全指導員が交通ルール等の指導を行っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 登・下校時の交通ルールを守り、横断歩道の正しい渡り方などを中心に指導を行い、交通事故防止に努めていきます。</p>	住民課
幼児交通安全運動「こぐまクラブ」	<p>【現在の取り組み内容】 幼児と母親の双方が参加できる集合訓練を中心としたクラブ活動を実施し、発表会や修了式等への参加、記念品等を贈呈しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 「子どもたちを交通事故から守る」ことを共通の願いとして、子どもたちが一緒にゲームやリズム遊びを楽しみながら、交通安全を確かめていく行動ができるよう、保育所と連携して活動を充実していきます。</p>	住民課
新入学児童等交通安全資材配布事業	<p>【現在の取り組み内容】 保育所・小学校の児童に対して、カラー帽子（ニットゆとり）、交通安全バッグ、ランドセルカバーなどを配布しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 新入園、入学児童に交通安全用品を配布し、交通弱者に対する交通安全教育の推進に努めていきます。</p>	住民課

事業名	具体的な内容	担当課
チャイルドシートの貸し付け事業	<p>【現在の取り組み内容】 貸し出し期間を最長1年とし、ベビーシートやチャイルドシートの無料貸し付けを実施しています。(短期でも貸し付けを行っています。)</p> <p>【計画期間内の目標】 事業のPRに努め、乳幼児の交通事故被害からの保護を図るとともに、家庭における子育て負担の軽減を図っていきます。</p>	住民課
通学路等安全推進会議	<p>【現在の取り組み内容】 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月6日付文部科学省、国土交通省、警察庁通知)により、「洞爺湖町通学路等安全推進会議」を、平成29年度より設置しており、通学路等の危険箇所について、今後の対策などの共通理解を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 通学路等の危険箇所の合同点検を実施し、関係機関との連携により、今後の対策の共通理解を深めるとともに、通学路等の安全推進を図ります。</p>	住民課 建設課 教育委員会 管理課

(3) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校、家庭、地域が協力し、子どもの安全を確保しなければなりません。このため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの防犯活動に努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
交番広報誌発行事業	<p>【現在の取り組み内容】 伊達警察署からのお知らせを広報「とうや湖」に随時掲載しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 今後も、警察署からのお知らせ、連絡事項を広報誌に掲載し、交通安全、防犯対策などについての周知・啓発に努めていきます。</p>	住民課
青少年健全育成連絡協議会	<p>【現在の取り組み内容】 青少年健全育成事業への助成を行い、各小中学校、地域や関係機関との連携のもと、地区ごとの補導委員会等とともに巡回指導の実施や学校へ長期休みのきまりの発行などを通して、青少年の健全育成や非行防止の活動推進を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 各学校が連携し、校外生徒指導の徹底を図っていきます。また、学校、家庭・学校・地域が連携を密にし、青少年の健全育成をはかるとともに、非行防止に努めていきます。</p>	教育委員会 社会教育課

事業名	具体的な内容	担当課
防犯協会	<p>【現在の取り組み内容】 防犯協会は、「地域安全活動の推進」・「女性や子どもを犯罪から守る活動の推進」・「青少年の非行防止と健全育成活動の推進」について推進するとともに、催事等の見守り活動や防犯啓蒙活動の実施に努め、犯罪のない社会の実現を目指しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 住民の防犯思想を啓蒙し、その普及徹底を図り、犯罪のない明るい社会をつくるため自主防犯体制を確立していきます。</p>	住民課
「こども110番の家」のステッカー設置	<p>【現在の取り組み内容】 防犯協会により、児童・生徒の登・下校時における事件・事故の未然防止を図るため、地域住民協力のもと、「こども110番の家」のステッカーを町内約200件に設置しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 関係機関との連携を密にし、「こども110番の家」が形骸化しないよう防犯活動の強化に努めていきます。</p>	住民課
地域安全防犯パトロールの推進	<p>【現在の取り組み内容】 防犯協会と協力し、犯罪などから子どもたちを守るため、「地域安全防犯パトロール協力員」による自主防犯活動を実施しています。また、公用車の青色回転灯整備車両による自主防犯パトロールを実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 各自治会の協力のもと、防犯協会や警察並びに関係団体など一層の連携を図り、防犯パトロール体制を確立していきます。</p>	住民課

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、有害情報の氾濫や成長過程での社会経験の欠如等多数の問題が生じており、青少年を健全に育成する上で悪影響が懸念されることから、関係機関、学校、家庭、地域社会相互の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
インターネットやSNSの利用による被害の防止	<p>【現在の取り組み内容】 インターネットやSNSの利用による犯罪被害などが問題となっていることから、実際にあった事案や保護者ができるポイントなどを各小中学校を通じ、保護者に対しての周知を行っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 保護者への注意喚起を行い、児童生徒がSNSの利用による犯罪被害に遭わないように努めていきます。</p>	教育委員会 管理課

2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

(1) 次世代の親の育成

家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるようにするためには、経済的、精神的にも自立し、積極的に社会活動に参画できる環境づくりが大切です。

このため、男女がともに社会参加し、男女が対等な家族の構成員として、家族として役割を果たしながら仕事、学習、地域活動ができるような意識形成が図られるよう支援していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
男女共同参画社会 広報事業	<p>【現在の取り組み内容】 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に努めるとともに、講演会を実施し、男女を問わず、地域づくりや社会教育事業を通して学び考える機会を提供しています。 また、子どもたちには広報活動、情報提供活動、社会教育事業などを通じて意識の高揚を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 男女共同参画についての広報活動や情報提供に取り組み、意識の高揚を図っていきます。また、講演等を通じた事業の実施についても継続し、周知徹底を含めて取り組んでいきます。</p>	教育委員会 社会教育課

(2) 子どもや母親の健康の確保

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図るとともに、安全に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康の確保に努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
母子手帳の発行	<p>【現在の取り組み内容】 妊娠届出数は年々減少傾向にあります。全員に対し、母子手帳を発行しており、妊婦健診、乳幼児健診、予防接種やお子さんの成長発達の記録として活用しています。発行の際に保健師・栄養士と面談を行い妊娠期からの支援を行っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 継続して妊婦全員に発行し妊娠期から支援を行っていきます。</p>	健康福祉 センター
乳幼児健診事業	<p>【現在の取り組み内容】 乳幼児の健康の保持増進と健全な成長発達を図り、身体、情緒発達の異常を早期発見し、親の育児支援を行っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 乳幼児が健やかに成長発達することができ、家族が安心して育児を行うことができるように、健診体制の整備を行い現状の受診率を維持していきます。</p>	健康福祉 センター

事業名	具体的な内容	担当課
ことばのミニ教室 (旧健診事後教室)	<p>【現在の取り組み内容】 平成27年より健診事後教室に代わり、1歳6ヵ月児健診の場を活用して言葉の発達を促すミニ講話を実施しています。家庭で子どもの言葉の発達を促すきっかけづくりとして今後も実施していきます。</p> <p>【計画期間内の目標】 全員が参加できるよう事業体制を整備し、参加率を維持していきます。</p>	健康福祉センター
フッ素塗布	<p>【現在の取り組み内容】 1歳以上の幼児の希望者を対象に、むし歯予防と生活習慣の改善を図るために平成26年より無料化して実施しています。ミニ歯みがき教室でのPRと無料化の効果で、年々フッ素の継続塗布希望者が増えており、受診率も上昇しています。う歯罹患率も減少傾向にはありますが、母数が少なく年度によるばらつきもあるため、長期的にみていきます。</p> <p>【計画期間内の目標】 う歯罹患率が減少するよう、現状の受診率を維持していきます。</p>	健康福祉センター
予防接種事業	<p>【現在の取り組み内容】 乳幼児、児童・生徒を対象に、感染症予防のため実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 接種勧奨を行い、接種率向上を目指していきます。</p>	健康福祉センター
言葉の相談・保育所訪問	<p>【現在の取り組み内容】 発達医療センターの協力を得て町保育所4カ所、幼稚園、保育園を年に1～3回、小学校3カ所を年に1回訪問し、子どもの発達を促す関わり方などのアドバイスを行っています。関係機関で連携し、子どもの発達の確認や見守りを行う場にもなっています。</p> <p>【計画期間内の目標】 現在の訪問回数を維持し、関係機関と連携して今後も事業を実施していきます。</p>	健康福祉センター
健康相談	<p>【現在の取り組み内容】 希望する乳幼児を対象に、成長発達の確認や母親への育児支援を行っています。</p> <p>出生数の減少に伴い、相談件数も減少傾向ですが、新生児訪問や乳幼児健診後のフォローの場や健診を受診できなかった方の相談の場としても活用しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 相談しやすい体制を整備し、健康課題の解決に向けた支援を行っています。</p>	健康福祉センター

事業名	具体的な内容	担当課
フッ化物洗口	<p>【現在の取り組み内容】 町内の保育所・幼稚園の年長児、3小学校及び2中学校の全ての児童生徒を対象にフッ化物洗口普及事業を実施し、むし歯予防と生活習慣の改善を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 町内の保育所・幼稚園の年長児、3小学校及び2中学校の全ての児童生徒を対象にフッ化物洗口普及事業を引き続き実施し、むし歯予防と生活習慣の改善を図ります。</p>	教育委員会 管理課
ピロリ菌検査事業	<p>【現在の取り組み内容】 早期の胃がんの発生を予防するため、平成29年度から開始しています。検診料金は無料とし、学校の健康診断とあわせて実施することで生徒・保護者の負担を軽減しており、未受診者勧奨を実施することで受診率も上昇しています。毎年二次検査対象者があることから、ピロリ菌の保有者の早期発見につながっています。</p> <p>【計画期間内の目標】 中学校との連携強化や未受診者対策を継続することで、受診率の向上を目指します。</p>	健康福祉 センター

(3) 食育の推進

近年、食習慣の乱れが、子どもたちの心と体の成長に悪影響を与えていることが懸念されていることから、食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりを乳幼児期から推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
母と子の料理教室	<p>【現在の取り組み内容】 小学生を対象に食事、栄養に関心を持ち調理の技術を身につける事業として、親子食育料理教室と学童保育栄養教室を実施していましたが、親子食育料理教室は参加者の伸び悩みもあり平成29年より休止しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 教室への参加者拡大とともに、ボランティアや地域の人材の活用等を促進し、親子食育料理教室の再開を含め、小学生を対象とした事業の拡充を目指します。</p>	健康福祉 センター
食育への支援	<p>【現在の取り組み内容】 妊娠期における栄養指導、離乳食教室の開催や保育所入所児・幼稚園入園児への栄養教育等、主に乳幼児期における望ましい食習慣を身につけるための支援を行っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 乳幼児やその保護者が望ましい食習慣を身に付け維持できるよう、継続して実施していきます。</p>	健康福祉 センター

(4) 思春期保健対策の充実

思春期における妊娠中絶など、性行動にかかわる問題や薬物乱用、喫煙、飲酒、過剰なダイエットなどの問題は将来父となり母となり、更には、中高年に至るまで影響することから、思春期の子どもに対し、命の大切さや思いやりの心を育てる環境づくりを推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
思春期保健事業	<p>【現在の取り組み内容】 中学校2校、高校1校からの依頼を受けて、年に1～2回ずつ各学校で健康教育を実施しています。内容は、性教育、育児講座、自殺予防、喫煙、飲酒等について行っています。毎年依頼がある状況で定着した事業となってきたため、継続して正しい知識を身につけるための支援を行っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 生徒が生命の大切さや健康に関する正しい知識を身につけることができるよう、学校と協議し、事業を実施していきます。</p>	健康福祉センター

(5) 小児医療の充実

地方での医療機関や特定の診療科の医師不足などが深刻な社会問題となっていますが、子どもが健やかに生まれ、育つためには、第一に安心して子どもを生むことができ、緊急時にも安心して受診できる医療機関の確保が重要です。

今後も周辺市町との連携を図りながら、小児医療体制の充実に努めるとともに、保護者等に対する産婦人科情報や小児医療情報の充実した提供を図っていきます。

(6) 乳幼児医療の充実

乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、また、保護者の負担の軽減を図るとともに、安定した家庭環境づくりを推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
乳幼児医療費助成事業	<p>【現在の取り組み内容】 平成27年8月診療分より医療助成の対象年齢を中学生まで拡大し、一部負担金並びに基本利用料を全額助成、所得制限の廃止を行い、乳幼児等の健康保持及び増進、また児童を養育する家庭生活の安定を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 乳幼児等の健康保持及び増進、また児童を養育する家庭生活の安定を図るため事業を継続します。</p>	住民課

(7) 良質な住宅の確保

子育て世帯を支援するために、広くてゆとりのある、家族が安心して暮らせる住環境や誰もが使いやすい設備を整えた公営住宅の供給を推進していきます。

公営住宅の建設については、老朽化した住宅の計画的な建替えを推進しています。

(8) 良好な居住環境の整備

住宅の室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進し、快適な居住環境の創出を図っていきます。なお、近年問題となっている建築物におけるアスベストの使用については、公共建築物における調査や改修を終えています。引き続き各公共施設については、良好な環境の整備に努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
公共建築におけるシックハウス対策	【現在の取り組み内容】 公営住宅におけるシックハウス対策として、シックハウスによる居住者の健康への影響を低減する建物づくりを推進していきます。 平成30年度において洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、今後も計画に沿った公営住宅の管理を行います。 【計画期間内の目標】 洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数を経過した公営住宅の解体及び耐用年数は経過していませんが、劣化が見られる公営住宅の改修等を実施していきます。	建設課

(9) 安全な道路交通環境の整備

本町は観光地でもあり、町外からの車の流入も頻繁にあることから、子どもや子ども連れをはじめ、誰もが安全・安心に通行することができるよう道路交通環境の整備を進めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
交通安全施設等整備事業	<p>【現在の取り組み内容】 平成25年度において、虻田小学校の通学路である町道旭町高砂線（約165m）、平成28年度にとうや小学校の通学路である町道洞爺2号線(約230m)に歩道を設置し、交通安全対策を実施しました。今後も交通安全対策の検討を行いますが、用地買収や、建物等補償が発生する箇所もあり、費用と時間がかかることが懸念されます。</p> <p>【計画期間内の目標】 道路整備に当たっては、今後もより安全な道路環境づくりに努め、経年劣化に伴う道路の補修、改良を行い、必要に応じ歩道の新設や拡幅、あるいは安全施設等の設置に取り組み、横断歩道や交通安全規制標識等の施設整備に当たっては、住民課と連携を図り北海道公安委員会（伊達警察署経由）へ要望し、道路交通環境の施設整備を進めていきます。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の点検、修繕を行っていきます。</p>	建設課
洞爺湖町地域公共交通確保事業	<p>【現在の取り組み内容】 平成26年10月より洞爺湖町生活交通ネットワーク計画に基づき、町内公共交通を再編、虻田本町地区・花和地区・洞爺地区の町の運行するバスの見直しを行い、これまでの既存の路線バス（道南バス）やJRとの接続などを改善し、これまでの福祉バスからコミュニティ化により一般利用も可能となり、地域における交通の確保及び利便性の向上を図っています。</p> <p>路線バス運行のほか、虻田地区・洞爺地区においてコミュニティバスの運行を行っています。コミュニティバスにおいては子どもや子育て世代の利用は少ないですが、自動車を運転できない方の移動手段として確保している状況です。花和地区においてはコミュニティタクシーを運行していますが、子ども、子育て世代の登録は現状ありません。バス交通全体として増便や運行範囲の拡大は難しいですが、乗継時間の改善等による利便性向上が望まれています。</p> <p>【計画期間内の目標】 子育て世代を含めた利用者の意向等をふまえて、利用しやすい運行となるよう改善しながら、今後も継続して実施していきます。</p>	企画防災課

(10) 安心して外出できる環境の整備

緑地整備や防災を兼ねた広場づくりさらには観光客との交流も含め、子どもが安心して遊べる広場づくりを推進していきます。

また、妊産婦やベビーカー等を使用するすべての人が、通行しやすい、段差のない、安心して外出できるバリアフリーのまちづくりを推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
子どもの遊び場づくり	<p>【現在の取り組み内容】 高砂公園（虻田地区）は、年数回の定期的な草刈りを実施し、その他公園・広場（虻田地区）を含めた公園の遊具は、毎年安全点検調査を実施しています。 噴水広場に関しては、平成29年度に日除けを4か所5基設置し利便性の向上を図るとともに、平成30年度に大型滑り台を1基設置し施設の充実を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 高砂公園（虻田地区）及びその他公園・広場（虻田地区）は、定期的な草刈りを行い、遊具の点検を含めた定期的な管理を実施していきます。 噴水広場の遊具点検は、安全点検調査業務で毎年4月に行い、草刈りについては、定期的に行っていきます。 遊具のある都市公園、その他公園等については、引き続き、遊具の点検を実施いたします。 今後も、公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園施設の改築（更新）、修繕を行っていきます。</p>	環境課 観光振興課 建設課
公共建築におけるバリアフリー化	<p>【計画期間内の目標】 集会施設のスロープ取付けやトイレのバリアフリー化など、道の条例に準じ、バリアフリー化に積極的に取り組んでいきます。</p>	施設所管課
多目的トイレ化とベビーシート設置	<p>【現在の取り組み内容】 現在、公共施設8か所に赤ちゃんのほっとステーション（授乳室とおむつ交換台）を設置しています。 設置した公共施設の状況等により、軽微な改修が必要となる箇所が増えており、改修方法や予算確保が課題となっています。</p> <p>【計画期間内の目標】 幼児連れでもまちに出やすい環境を更に充実していくために、多目的トイレ化やベビーシートの設置について取り組んでいきます。</p>	建設課 健康福祉課
子育てサロンの開設	<p>【現在の取り組み内容】 親と子が触れ合うスペースとして虻田地区、洞爺地区各1カ所ずつ子育てサロン室を設置しています。洞爺地区は育児サークルの場として活用されています。</p> <p>【計画期間内の目標】 可能な限り使用しやすいよう設備を整え、利用率の向上に務めます。</p>	健康福祉センター

(11) 安全・安心のまちづくりの推進

犯罪のない安全なまちは、町民全体の願いです。子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう、安全に安心して生活することのできる地域社会の形成を目指していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
防犯灯設置事業	<p>【現在の取り組み内容】 自治会設置の防犯灯新設や更新等に対し、費用の補助を行っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 防犯灯の維持管理は自治会に協力しながら、随時対応していきます。</p>	環境課
地域食堂	<p>【現在の取り組み内容】 毎週土曜日に地域食堂を開設し、継続した地域共生拠点づくりを図っています。また、平成30年10月には「ほのぼの秋祭り」を開催し、多くの町民に地域食堂を知ってもらう良い機会となりました。今後も継続してPR活動や拠点づくりを行っていきます。</p> <p>【計画期間内の目標】 広報紙等を通じたPR強化により更なる地域浸透を図るとともに、自治会の方の協力も頂きながら、イベントやお祭り等の行事を取り入れ、継続した地域共生拠点づくりを図っていきます。</p>	健康福祉課

3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

(1) 保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態やニーズを十分に踏まえた子育てサービスの提供体制の整備が必要です。

多様化する就労実態等に対応するため、子育て家庭に対して支援できる利用しやすい保育サービスの充実を図っていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
保育事業・開所時間	<p>【現在の取り組み内容】 通常保育は常設保育所4か所（定員255人）で実施しています。また、多様化する就労形態に対応するため、通常保育時間として午前7時30分から午後6時30分までとして実施しています。</p> <p>また、へき地保育所（定員20人）については、平成26年度から休止していましたが、その後も引き続き地域の自治会や保護者との話し合いを重ね、了解を得たことから、平成31年4月1日から、へき地保育所を洞爺保育所に統合し、定員を45名から35名としました。</p> <p>【計画期間内の目標】 出生数の減少に伴い、常設保育所定員に対し入所状況は定員割れしている状況ではありますが、0歳児、1歳児の入所率は高いため、今後も利用しやすい保育の充実に努めていきます。</p>	教育委員会 管理課
乳児（0歳児）保育事業	<p>【現在の取り組み内容】 洞爺湖温泉地区の桜ヶ丘保育所においてのみ実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 今後も0歳児の需要は育児休業明けの入所等、利用希望が高いことが見込まれることから、児童の受入れに努めていきます。洞爺地区では、平成31年度から実施を行うとともに、虻田地区については、令和6年度までの実施を目指します。</p>	教育委員会 管理課
土曜日午後の保育事業	<p>【現在の取り組み内容】 全常設保育所で土曜日においても平日と同じ保育時間、開所時間で実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 今後も継続して実施していきます。</p>	教育委員会 管理課
休日保育事業	<p>【現在の取り組み内容】 休日保育事業は実施していませんが、保育ニーズが徐々に高まってきています。</p> <p>【計画期間内の目標】 常設保育所4か所のうち1か所で事業を実施できるよう検討していきます。</p>	教育委員会 管理課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供して、さらにサービスの質の向上を図るためには、関係団体や地域との連携を含めた子育て支援のネットワークづくりが必要です。そのためには、子育て支援の総合的なガイドブックの作成や、関係団体等と連携した子育て支援ネットワークの仕組みづくりについて検討していきます。

(3) 児童の健全育成

子どもたちが、放課後、週末、長期休日等において、学校、児童館、地域の自然環境や人的資源を活用して自主的に参加し、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
青少年健全育成事業	<p>【現在の取り組み内容】 子どもの自主性・創造性・社会性を高めるための体験活動及び青少年の健全育成事業の充実に努めています。また、青少年健全育成団体等への助成を行っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 継続して子どもの自主性・創造性・社会性を高めるための体験活動及び青少年の健全育成事業の充実に努めます。</p>	教育委員会 社会教育課

(4) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育等の整備

幼児・児童・生徒の実態を把握し、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、豊かな心と健康な体を育てていけるよう努めていきます。

また、家庭や地域には、幼稚園や学校の教育活動に関する情報を提供し、保護者や地域住民の声を学校教育に生かすなど、それぞれが連携・協力し、地域に根ざした特色のある信頼される学校づくりに努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
道徳教育推進事業	<p>【現在の取り組み内容】 道徳推進事業を推進しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 道教委や道研修センターによる各種研修への道徳推進担当教諭の積極的な参加を促し、求められる授業のあり方を検証し、授業改善を図っていきます。</p>	教育委員会 管理課

事業名	具体的な内容	担当課
学校評議員制度の設置・活用事業	<p>【現在の取り組み内容】 虻田小学校・洞爺湖温泉小学校・とうや小学校・虻田中学校・洞爺中学校で実施しています。 平成28年度までは学校評議員制度に基づく、学校運営を行ってきましたが、平成29年度は洞爺地区（とうや小学校、洞爺中学校）、平成30年度は虻田地区（虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校）で、学校運営協議会制度を導入し、よりよい学校教育の推進を図りました。</p>	教育委員会 管理課
スクールカウンセリング制度の設置	<p>【現在の取り組み内容】 いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために、学校の児童・生徒、教職員及び保護者からの相談を受けています。</p> <p>【計画期間内の目標】 道教委による「いじめに係るアンケート調査」や町独自の心理テスト「Q-U検査」を実施し、児童・生徒の抱える心の悩みの把握に努めるとともに、必要に応じて各学校へスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒及び保護者の心理的ケア対策に加え、対応する教職員への指導方法等に係るアドバイスを継続して実施していきます。</p>	教育委員会 管理課
家庭や地域の教育力の向上	<p>【現在の取り組み内容】 スタンダード10研修委員会が中心となり、モデル校の洞爺中学校にて、タブレットを活用し、子どもたちへの分かりやすい授業展開などの有効な活用方法の研修を実施しました。 防災学習（避難所開設体験学習会）については、避難所生活の話、居住スペースづくり及び避難所運営を模擬体験するゲーム「HUG（ハグ）」などさまざまな体験を行い、平成30年度からは授業と位置付け実施しました。 小中学生を対象に虻田地区（母と子の館）、洞爺地区（総合センター）を主会場に常設の地域未来塾を実施しました。さらに中学生を対象に受験対策として特設地域未来塾を実施して学力向上に向けた取組を図りました。</p> <p>【計画期間内の目標】 学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高めるために各課の連携に加え、官民一体の教育改善推進委員会において望ましい教育のあり方を検証し、まとめられた提言のもと、教育力向上のための具体的な取組みとして学校での授業改善（スタンダード10）や地域性を活かした防災学習（避難所開設体験学習会）や自然体験学習、家庭と地域とが一体となった交流事業（各種学習会等）の更なる推進を図ります。 地域未来塾の実施により学習習慣や基礎学力の向上等の効果がさらに期待できることから継続して取り組んでいきます。また、今後は指導者体制についての維持、強化を図っていきます。</p>	教育委員会 管理課 社会教育課

事業名	具体的な内容	担当課
<p>学校運営協議会 （コミュニティス クール）の設置</p>	<p>【現在の取り組み内容】 平成29年度とうや小学校・洞爺中学校、平成30年度から虻田小学校・洞爺湖温泉小学校・虻田中学校で学校運営協議会（コミュニティスクール）を設置しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 保護者や地域住民の方の学校運営への参画、学校への支援・協力を促進し、学校、保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、よりよい学校経営に努めていきます。</p>	<p>教育委員会 管理課</p>
<p>学力向上支援員の 配置</p>	<p>【現在の取り組み内容】 関係の小中学校に学力向上支援員を3名配置し、授業の円滑化や基礎学力の向上を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 引き続き、小中学校の児童生徒の学力向上を目指す上できめ細やかな指導を行うとともに、基礎、基本の定着を図るため、学力向上支援員の配置に努めます。</p>	<p>教育委員会 管理課</p>

(5) 幼児期の質の高い教育・保育の充実

幼児・児童・生徒の実態を把握し、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、豊かな心と健康な体を育ていけるよう努めていきます。

幼児期の教育・保育の充実にあたっては、町内 4 か所の保育所、1 か所の幼稚園の計 5 か所の教育・保育施設を通じて、子どもにとってより良い教育・保育を提供し、保護者のニーズに応じたサービスを提供するため、子ども・子育て支援新制度の目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
保育・教育の充実	<p>【現在の取り組み内容】 全常設保育所で同じ保育時間、開所時間で連携をとりながら実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい保育・教育を行えるよう、特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）における、子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた受け皿の整備を図ります。</p>	教育委員会 管理課
保育所、幼稚園等の施設整備	<p>【現在の取り組み内容】 平成31年度より、へき地保育所を洞爺保育所へ統合し、移転新築を行いました。</p> <p>【計画期間内の目標】 よりよい教育環境を提供することができるよう、施設の維持管理を適切に進めていきます。 老朽化や設置場所に課題のある保育所については、統合を含め施設の改善を進めます。</p>	教育委員会 管理課
保育所、幼稚園等における安全の確保	<p>【現在の取り組み内容】 各保育所で津波及び地震を想定とした避難訓練等を実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 保育所、幼稚園等施設及び園児・児童の防災・防犯体制の強化を図っていきます。</p>	教育委員会 管理課
保育所、幼稚園、小学校等との連携	<p>【現在の取り組み内容】 小学校参観日等に保育士が参加をし、就学した児童の様子を見学し、意見交換を行っています。 3月には、幼児指導要録・保育所児童保育要録を個別に作成し、持参による提出で各小学校へ引継を行い連携を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 子どもの一貫した健康や生活習慣の確立、学習の推進を図るため、保育所、幼稚園、小学校、町その他関係機関による連携に努めます。</p>	教育委員会 管理課

事業名	具体的な内容	担当課
保育士等の研修の充実	<p>【現在の取り組み内容】 保育所の保育士等の資質向上を図るため、研修会の開催及び各種研修会への参加を実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育・保育を行えるよう、研修等を充実し保育士等の資質向上を図ります。</p>	教育委員会 管理課

4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの最善の利益を考え、きめ細やかな福祉サービスの展開や子育て、生活、就業への支援等総合的な対策を推進していきます。

事業名	具体的な内容	担当課
児童扶養手当支給事業	<p>【現在の取り組み内容】 支給要件に該当する方へ、児童が18歳に達した年度末（児童に中程度以上の障がいがある場合20歳に達した日）まで支給しています。 年に1度、制度概要等を町広報誌に掲載し周知しているほか、離婚届を提出された子育て世帯の方へは窓口にて案内しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 母子・父子家庭等を支援するため、今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
児童手当支給事業	<p>【現在の取り組み内容】 対象児童に対して、15歳に達した年度末まで支給しています。（児童区分に応じて5,000円・10,000円・15,000円を支給）【計画期間内の目標】 今後も児童を養育する家庭の生活の安定や児童の健全育成を図るため継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	<p>【現在の取り組み内容】 所得制限はありますが、18歳（被扶養者の場合は20歳）未満の児童を扶養しているひとり親家庭等の児童と親（母子・父子家庭）を対象として、入・通院費の自己負担額の一部を助成しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 ひとり親家庭等の健康と医療費負担の軽減を図るため、継続して実施していきます。</p>	住民課
未熟児養育医療	<p>【現在の取り組み内容】 平成25年度より道からの委託を受け養育医療給付を実施しています。平成30年に2件の実績があります。</p> <p>【計画期間内の目標】 今後も医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うことにより、保護者の負担軽減や未熟児の健康増進を目的に実施していきます。</p>	健康福祉センター
不妊治療費助成事業	<p>【現在の取り組み内容】 平成25年度より医療保険適用外の一般不妊治療及び特定不妊治療に要する費用を助成することにより、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図り、次世代を担う子どもたちを安心して生み育てる環境づくりを整備していきます。</p>	健康福祉センター

事業名	具体的な内容	担当課
出産祝い金支給事業	<p>【現在の取り組み内容】 平成27年4月から出産された方に対するお祝いとして祝金の支給を実施しており、祝金を支給した世帯からは大変好評です。</p> <p>【計画期間内の目標】 出産された方に対し、お祝いとして祝金の支給を実施していきます。</p>	健康福祉課
子育て支援ごみ袋支給事業	<p>【現在の取り組み内容】 乳幼児の紙おむつ等処理するために必要な20ℓの指定ごみ袋を月5枚、出生から満2歳になるまでの前月までの間、現物で支給します。</p> <p>【計画期間内の目標】 今後ごみ袋の現物支給を実施していきます。</p>	健康福祉課
保育所利用者負担金及び副食費一部助成事業	<p>【現在の取り組み内容】 平成29年度より子育て支援の充実を図るため、利用者負担金の2分の1を軽減していますが、令和元年10月の幼児教育保育無償化後も0歳児から2歳児までは引き続き利用者負担金の2分の1、3歳児から5歳児は副食費の2分の1、保護者の経済的負担軽減を図ります。</p> <p>【計画期間内の目標】 子育て支援の充実を図るため、利用者負担金及び副食費を2分の1に軽減し、保護者の経済的負担の緩和や働きやすい環境を整えます。</p>	教育委員会管理課
子育てのための施設等利用給付負担金事業	<p>【現在の取り組み内容】 令和元年10月の幼児教育・保育無償化に伴い幼稚園及び認可外保育施設に入園している児童・預かり保育事業・一時預かり事業について、保護者に利用者負担金（上限37,000円）を助成し、保護者の経済的負担軽減を図ります。</p> <p>【計画期間内の目標】 子育て支援の充実を図るため、利用者負担金（上限37,000円）を助成し、保護者の経済的負担の緩和や働きやすい環境を整えます。</p>	教育委員会管理課
洞爺湖町就学援助制度	<p>【現在の取り組み内容】 町内小中学校等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担軽減に努めます。</p> <p>【計画期間内の目標】 児童及び生徒の保護者の経済的負担を緩和するため、必要な経費の一部を負担し、義務教育学習の円滑化を図ります。</p>	教育委員会管理課

(2) 障がいなど発達への支援が必要な子どもとその家庭への支援

すべての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児やその親を温かく見守る環境づくりを進めていきます。

事業名	具体的な内容	担当課
特別児童扶養手当支給事業	<p>【現在の取り組み内容】 児童、養育者に支給要件はありますが、心身に障がいのある児童について、20歳未満まで支給しています。 年に1度、制度概要等を町広報誌に掲載し周知しています。 今後も継続して周知していきます。</p> <p>【計画期間内の目標】 身体や発達障害等を持つ児童を監護する父母等を支援するため、今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
障がい児保育事業	<p>【現在の取り組み内容】 本町保育所において、定員2～3名での受け入れを実施しており、また、医療的ケアを必要とする児童にも対応していましたが、平成29年度以降、対象となる幼児の受け入れはありません。</p> <p>【計画期間内の目標】 今後、対象幼児が入所の場合、医療的ケアなど必要に応じた対応を行います。</p>	教育委員会 管理課
障がい児通所支援事業	<p>【現在の取り組み内容】 日常生活における基本動作や集団生活への適応力を高めるため、児童発達支援や放課後等デイサービスの支援を実施しています。 平成30年2月には町内に児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が開設され利用しやすくなりました。</p> <p>【計画期間内の目標】 在宅の心身に障がいがある児童の日常生活における基本動作や集団生活への適応力を高めるため、継続して療育に努めていきます。</p>	健康福祉課
日中一時支援事業	<p>【現在の取り組み内容】 心身に障がいのある児童の自活に必要な知識を供与し、治療及び訓練事業を実施しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 在宅の心身に障がいのある児童を対象に、障がい児の自立を促進するよう今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課
日常生活用具給付事業	<p>【現在の取り組み内容】 心身に障がいのある児童を対象に、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図っています。</p> <p>【計画期間内の目標】 心身に障がいのある児童の生活利便性を高めるために、ニーズに合わせた用具を取り入れながら今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課

事業名	具体的な内容	担当課
補装具給付事業	<p>【現在の取り組み内容】 身体に障がいのある児童を対象に、身体的機能損傷を補うための補装具を給付し、育成の助成を図っています。 今後も継続して周知を図っていきます。</p> <p>【計画期間内の目標】 身体に障がいのある児童の、将来独立自活するための素地を助長するために、今後も継続して実施してまいります。</p>	健康福祉課
巡回児童相談	<p>【現在の取り組み内容】 年2～4回実施し、療育手帳の新規認定や再認定を行っています。 毎年、町広報誌にて広く周知していますが、巡回児童相談を認識していない人が多くなっています。</p> <p>【計画期間内の目標】 心身に発達遅れや障がいのある児童の発見及び相談の体制づくりのため、今後とも継続して実施してまいります。</p>	健康福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	<p>【現在の取り組み内容】 15歳（中学生）以下で一定の障がいのある方は、一部負担金並びに基本利用料を全額助成し、15歳以上で一定の障がいのある方は、一部負担金並びに基本利用料を一部助成し、重度心身障がい者の健康保持及び福祉の増進を図ります。</p> <p>【計画期間内の目標】 重度心身障がい者等の健康と医療費負担の軽減を図るため、継続して実施してまいります。</p>	住民課
特別支援教育支援員の配置	<p>【現在の取り組み内容】 町内小中学校において普通学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育環境の整備に努めます。</p> <p>【計画期間内の目標】 関係の小中学校の普通学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、柔軟な対応により、授業を円滑に進めることができるよう、引き続きよりよい教育環境の整備に努めます。</p>	教育委員会管理課
特別支援学級介護員の配置	<p>【現在の取り組み内容】 町内小中学校において特別支援学級に在籍する児童生徒の教育環境の整備に努めます。</p> <p>【計画期間内の目標】 関係の小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、柔軟な対応により、授業を円滑に進めることができるよう、引き続きよりよい教育環境の整備に努めます。</p>	教育委員会管理課
洞爺湖町子ども・子育て支援ファイルの作成	<p>【現在の取り組み内容】 教育上特別な支援を必要とする児童生徒の教育環境の整備に努めます。</p> <p>【計画期間内の目標】 子ども・子育て支援ファイルを活用し、引き続き、各関係機関と連絡調整し、洞爺湖町の全ての子どもたちの成長を支えてまいります。</p>	教育委員会管理課

事業名	具体的な内容	担当課
洞爺湖町特別支援教育就学奨励費制度	<p>【現在の取り組み内容】 町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担軽減に努めます。</p> <p>【計画期間内の目標】 特別支援教育を受ける児童及び生徒の保護者の経済的負担を緩和するため、必要な経費の一部を負担し、義務教育学習の円滑化を図ります。</p>	教育委員会 管理課
自立支援医療（育成医療）	<p>【現在の取り組み内容】 医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる児童を対象に、手術などにより生活能力を回復させるために必要な医療費を給付しています。</p> <p>【計画期間内の目標】 医療が必要な児童を対象に、障がいの進行を防ぐことや障がいを軽くするために、今後も継続して実施していきます。</p>	健康福祉課

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び洞爺湖町における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅より容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

洞爺湖町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)※、(2) 保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3) 「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和2年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		45	13	102	6	27
確保提供数	幼稚園	80				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			177	8	60
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）			0	0	0
	確保提供数の合計（B）			80	177	8
差異（B-A）			22	75	2	33

■令和3年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		45	12	96	6	30
確保提供数	幼稚園	80				
	認定こども園（幼稚園部分）	0				
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			177	8	60
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）			0	0	0
	確保提供数の合計（B）			80	177	8
差異（B-A）			23	81	2	30

■令和4年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		47	12	99	6	28
確保提供数	幼稚園		80			
	認定こども園（幼稚園部分）		0			
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			177	8	60
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）			0	0	0
	確保提供数の合計（B）			80	177	8
差異（B-A）			21	78	2	32

■令和5年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）		39	10	83	5	26
確保提供数	幼稚園		80			
	認定こども園（幼稚園部分）		0			
	認定こども園（保育所部分）			0	0	0
	保育所			177	8	60
	地域型保育事業				0	0
	企業主導型（地域枠）			0	0	0
	確保提供数の合計（B）			80	177	8
差異（B-A）			31	94	3	34

■令和6年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育を希望	保育が必要		保育が必要	
		教育を希望	左記以外		
対象年齢	3～5歳			0歳	1～2歳
量の見込み（A）	39	10	83	5	25
確保提供数	幼稚園	80			
	認定こども園（幼稚園部分）	0			
	認定こども園（保育所部分）		167	0	0
	保育所			8	60
	地域型保育事業		0	0	0
	企業主導型（地域枠）		167	0	0
	確保提供数の合計（B）	80	167	8	60
差異（B-A）		31	84	3	35

【確保方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

(2) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

洞爺湖町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行等の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に 0 歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月 1 日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

この給付の実施にあたっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙やホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

(単位：箇所数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1

【確保方策】

国では、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として「子育て世代包括支援センター」の整備を推進しています。

当町においても、子育て世代包括支援センターを開設することを目指し検討を行います。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

当町においては、保育所等入所前の幼児及びその保護者を対象に、保育所の開放事業・親子ふれあい遊び事業・子育てセミナー・子育てサークルへの支援を行っています。

(単位：延人数/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	224	232	227	223	218
確保提供数 (B)	297	297	297	297	297
差異 (B-A)	73	65	70	74	79

【確保方策】

今後も子育て家庭に対して、悩み相談や母子同士の交流・育児等の知識の向上のため外部専門家の活用等について努めていきます。また、保育所の環境改善の検討とあわせ、総合的な子育て支援の核づくりの充実に努めていきます。

③一時預かり事業

○幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

（単位：延人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,192	1,178	1,268	1,113	1,159
確保提供数（B）	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
差異（B－A）	△117	△163	△253	△98	△144

【確保方策】

本事業は、現在幼稚園において、園児を対象に預かり保育を実施しています。今後も利用しやすい環境づくりに努めていきます。

○特定教育・保育施設を利用していない子どもの預かり（一般型）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

（単位：延人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	333	336	347	320	324
確保提供数（B）	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
差異（B－A）	1,407	1,404	1,393	1,420	1,416

【確保方策】

当町においては、子育て支援センターで、乳幼児を一時的に預かる事業を実施しています。

今後も利用しやすい環境づくりに努めていきます。

④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（単位：延人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	780	780	780	780	780
確保提供数（B）	0	0	0	0	780
差異（B-A）	△780	△780	△780	△780	0

【確保方策】

本事業は、現在洞爺湖町では実施していないものの、ニーズ調査による利用の希望がみられます。

今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【確保方策】

本事業は、現在洞爺湖町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今計画期間におけるニーズ量は見込みません。

しかし、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑥延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：実人数/月)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	53	51	50	44	43
確保提供数 (B)	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差異 (B-A)	△53	△51	△50	△44	△43

【確保方策】

本事業は、現在洞爺湖町では実施していないものの、ニーズ調査による利用の希望がみられます。

今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑦病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

(単位：延人数/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	72	72	72	72	72
確保提供数 (B)	0	0	0	0	72
差異 (B-A)	△72	△72	△72	△72	0

【確保方策】

本事業は、現在洞爺湖町では実施していないものの、ニーズ調査による利用の希望がみられます。

今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（単位：実人数／年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	23	28	24	36	26
2年生	17	17	20	17	29
3年生	7	10	10	12	10
4年生	8	6	7	6	8
5年生	4	6	3	5	5
6年生	4	4	5	4	5
量の見込み計（A）	63	71	69	80	83
確保提供数（B）	80	80	80	80	90
実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
差異（B-A）	17	9	11	0	7

【確保方策】

当町においては、昼間保護者のいない、主に小学校低学年児童の保護育成のために、「風っ子」、「洞爺湖クラブ」、「とうや児童クラブ」で実施しています。

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～5年度においては、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。令和6年度は定員数の増加を行うなど放課後児童クラブにおいて対応し、児童の健全な育成を図るよう実施していきます。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

(単位：実人数/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数		30	30	30	30	30
確保方策	実施体制(人)	4	5	5	5	5
	実施機関	洞爺湖町	洞爺湖町	洞爺湖町	洞爺湖町	洞爺湖町
	委託団体	—	—	—	—	—

【確保方策】

当町においては、乳児家庭全戸訪問事業により、出産後早期に訪問を行っています。

今後も継続して事業を展開し、乳児のいる全ての世帯を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

⑩養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊産婦や乳幼児に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

(単位：実人数/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数		9	9	9	9	9
確保方策	実施体制(人)	4	5	5	5	5
	実施機関	洞爺湖町	洞爺湖町	洞爺湖町	洞爺湖町	洞爺湖町
	委託団体	—	—	—	—	—

【確保方策】

当町においては、必要な家庭には、養育支援訪問事業を行っています。成長発達の保障と異常の早期発見とともに、母親の育児支援や必要に応じ療育助言等を行っています。

今後も継続して事業を展開し、心身共に不安定になりやすい妊娠期（早期）からの関わりや切れ目のない支援を心がけます。

⑪妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：実人数/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数		35	35	35	35	35
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	道内統一検査項目	道内統一検査項目	道内統一検査項目	道内統一検査項目	道内統一検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

【確保方策】

当町においては、健診を受診しやすくするために、妊娠期間中の健診回数である14回分の健診助成券と6回分の超音波検査助成券、出産後2回の健診助成券を発行しています。

アンケートと面談により、妊娠中～出産後まで健康に過ごせるように支援しています。妊産婦健診の助成と面談については継続して実施し、アンケートについては必要に応じて改善していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

国の動向に応じて、必要に応じて事業の実施に向けて検討を進めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

事業者から申請があった場合は、必要に応じて検討します。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、子どもの養育等の多くの課題に直面しています。

特に母子家庭については、就労や収入といった経済的自立の問題、父子家庭については、子どもの養育や家事といった生活面における問題を抱えています。

また、母子・父子を問わず親との離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。

このように、ひとり親家庭が抱える困難には様々なものがあり、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、就労支援や生活支援といった総合的な自立支援策を推進していくことが重要です。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

第7章 子どもの貧困に関する取り組み

1 子どもの貧困に関する現状と課題

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（122万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本町においては、平成30年に、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うために、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの状況を把握し、適切な支援が確実に届く仕組みを作るため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」の補足計画として、「洞爺湖町子ども未来応援計画」を策定し、推進してまいりました。

この「洞爺湖町子ども未来応援計画」が令和元年度で計画期間が満了することを受け、「第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」とともに、「子どもの貧困対策計画」を一体的に策定することとし、本町の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

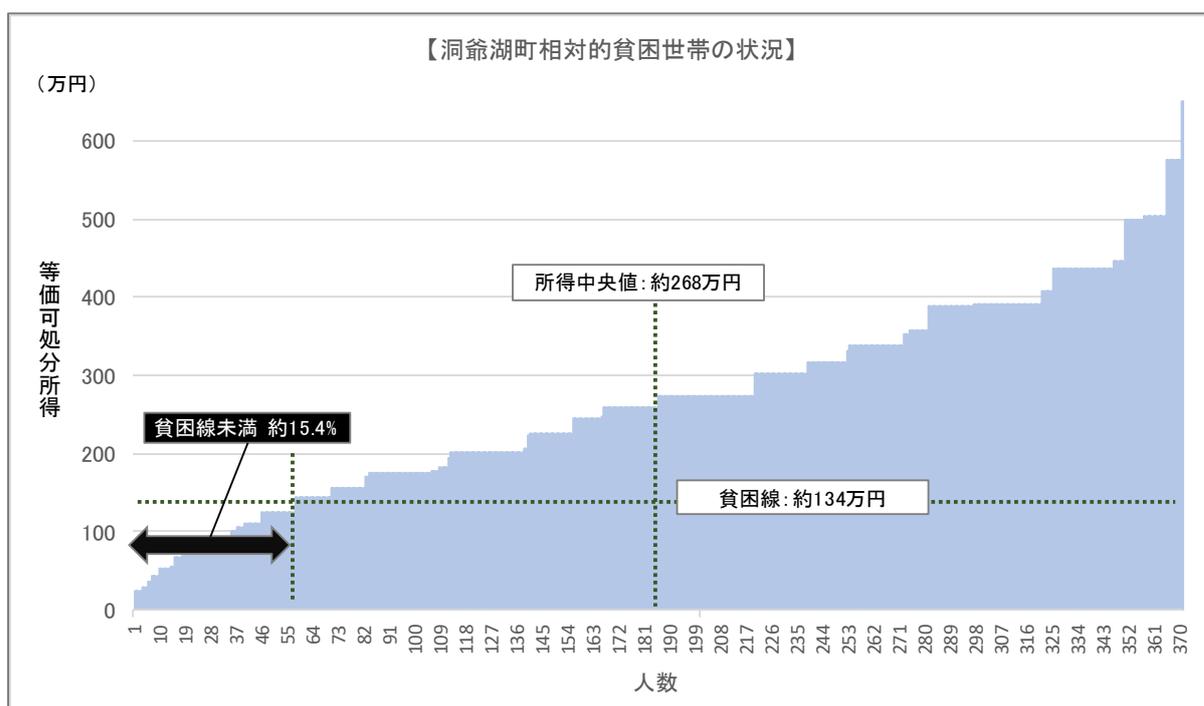
(2) アンケート調査結果の概要

「第2期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり実施した、子育てに関するアンケート調査の結果をもとに、町内の子どもの貧困の状況を確認しました。

(3) 相対的貧困の設定

アンケート調査における設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入を設定しました。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

算出の結果、本町の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数 371 件のうち 57 件となり、回答者全体に占める割合は 15.4%となりました。なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。



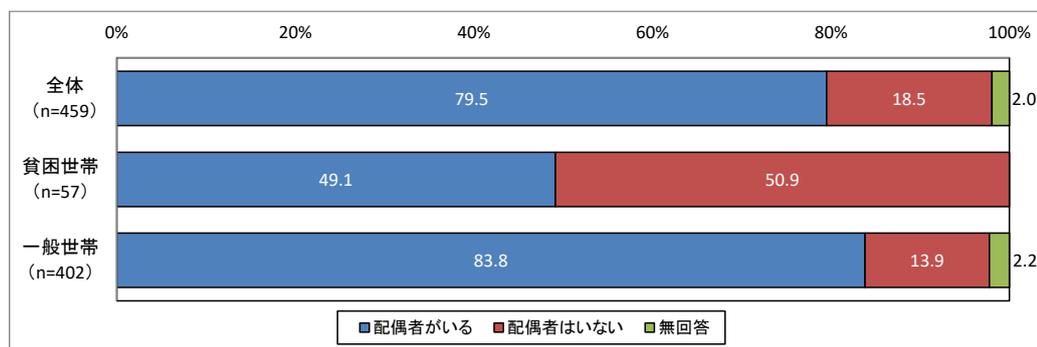
(4) アンケート調査結果

アンケートから算出・判定された「経済的に困窮していると思われる世帯」を『**貧困世帯**』、それ以外を『**一般世帯**』とし、子どもの貧困や世帯の状況について、結果を整理しました。

① 配偶関係

配偶関係では、「配偶者がいる」が全体の8割近くとなっています。

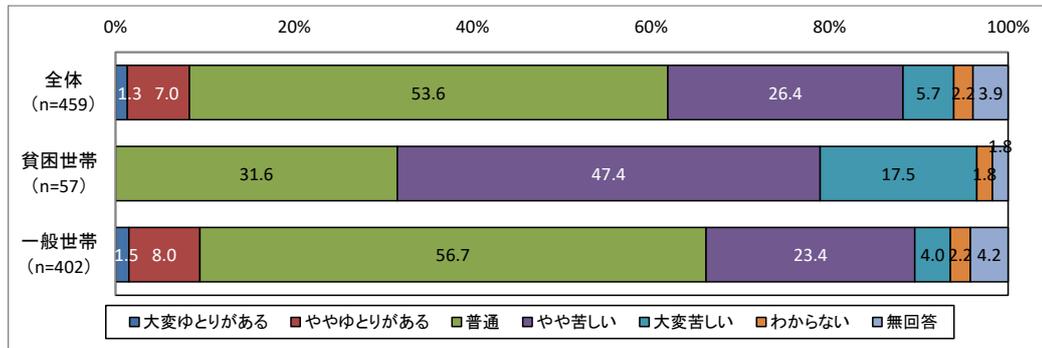
世帯の状況別でみると、「**貧困世帯**」で「配偶者がいない」の割合が多くなっています。



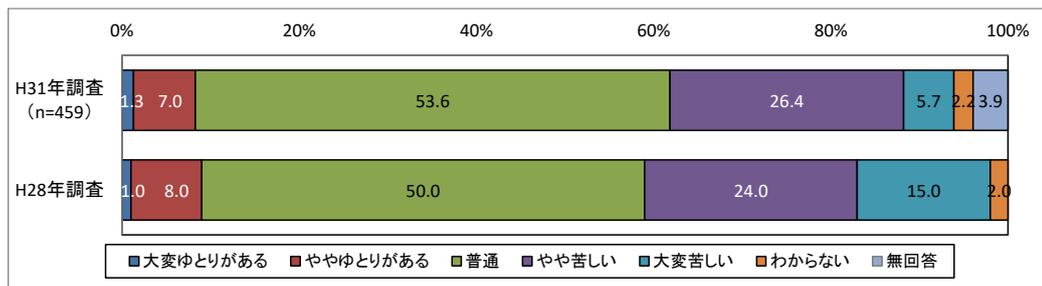
②暮らしの状況

現在の暮らしの状況では、「やや苦しい」と「大変苦しい」をあわせた『苦しい』の割合は、32.1%となっています。

世帯の状況別で見ると、「貧困世帯」で「やや苦しい」と「大変苦しい」をあわせた『苦しい』の割合が多くなっています。

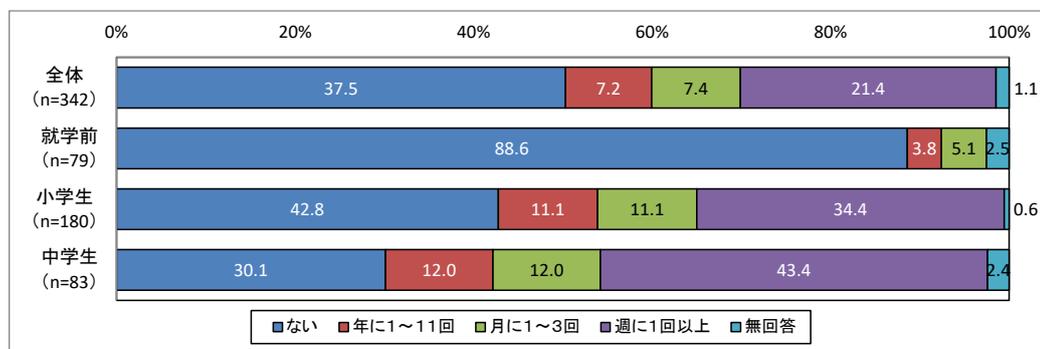


全体を前回調査と比較すると、「大変苦しい」の割合が減少しています。



③子どもだけの留守番

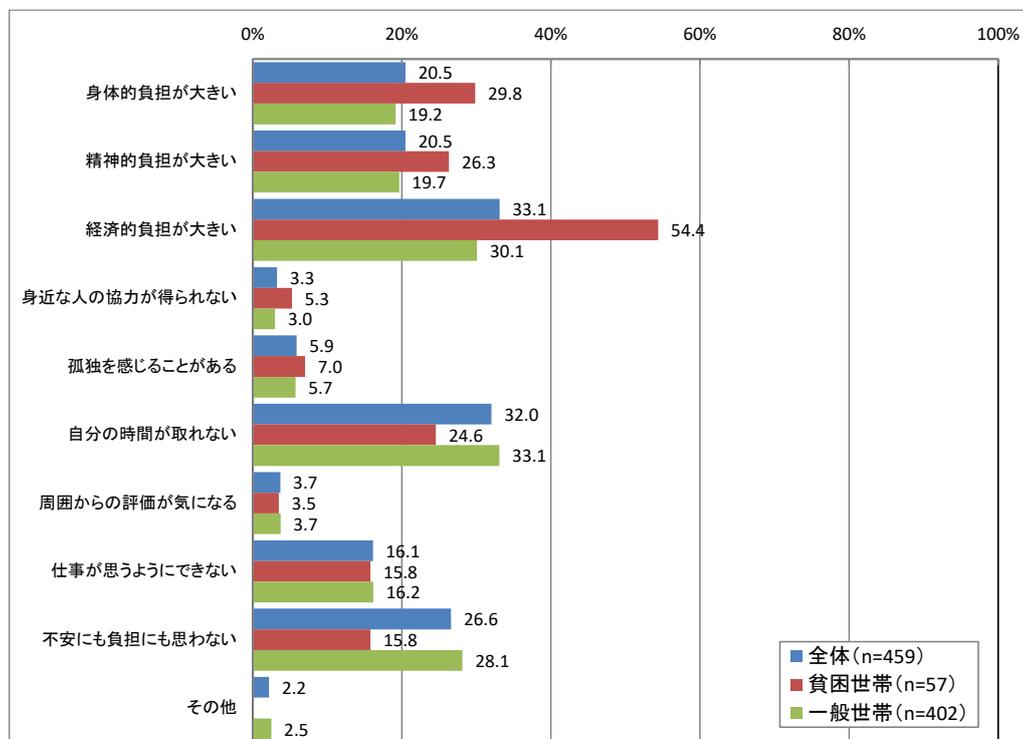
子どもたちが学校や保育所、幼稚園から帰ってきて、子どもたちだけで1時間以上、「週に1回以上」留守番をすると回答された方は全体で21.4%となっており、小学生では、34.4%と全体の3分の1以上となっています。



④子育てに関する不安や負担

子育てをして不安や負担に思うことでは、「経済的負担が大きい」が33.1%と最も多くみられました。

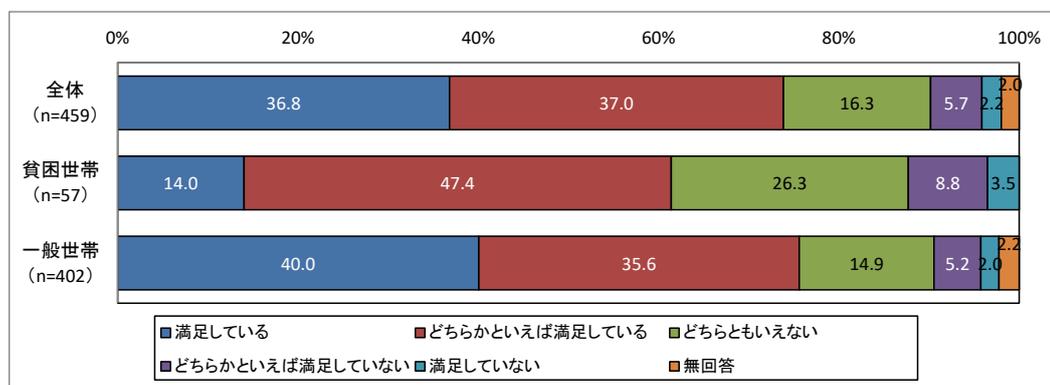
世帯の状況別でみると、「貧困世帯」で「経済的負担が大きい」「身体的負担が大きい」「精神的負担が大きい」の割合が多くなっています。



⑤現在の生活の満足度

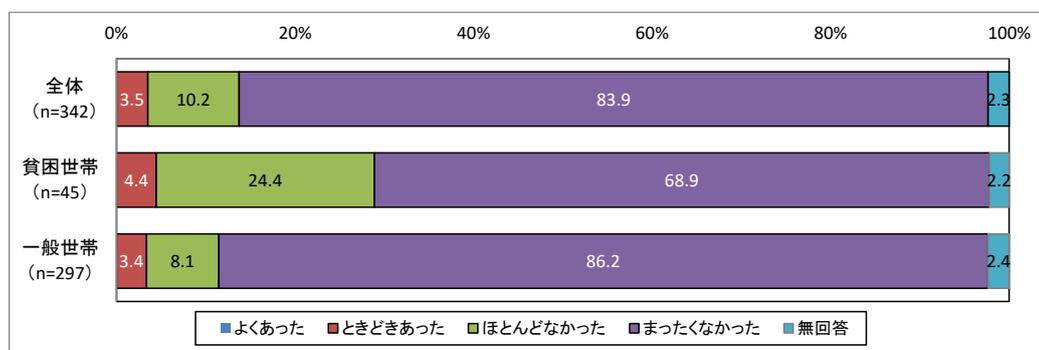
子どもを育てている現在の生活の満足度では、「満足している」と「どちらかといえ
ば満足している」をあわせた『満足している』の割合は、73.8%となっています。

世帯の状況別で見ると、「貧困世帯」で「満足している」の割合が少なくなっていま
す。

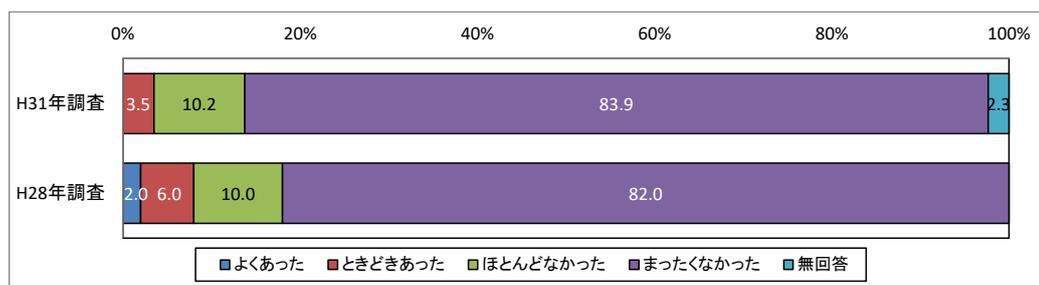


⑥必要とする用具を買えなかった経験

経済的理由のために子どもが学校、保育所等で必要とする用具（道具や教材など）を
買えなかった経験の有無では、「貧困世帯」で「まったくなかった」の割合が少なくな
っています。

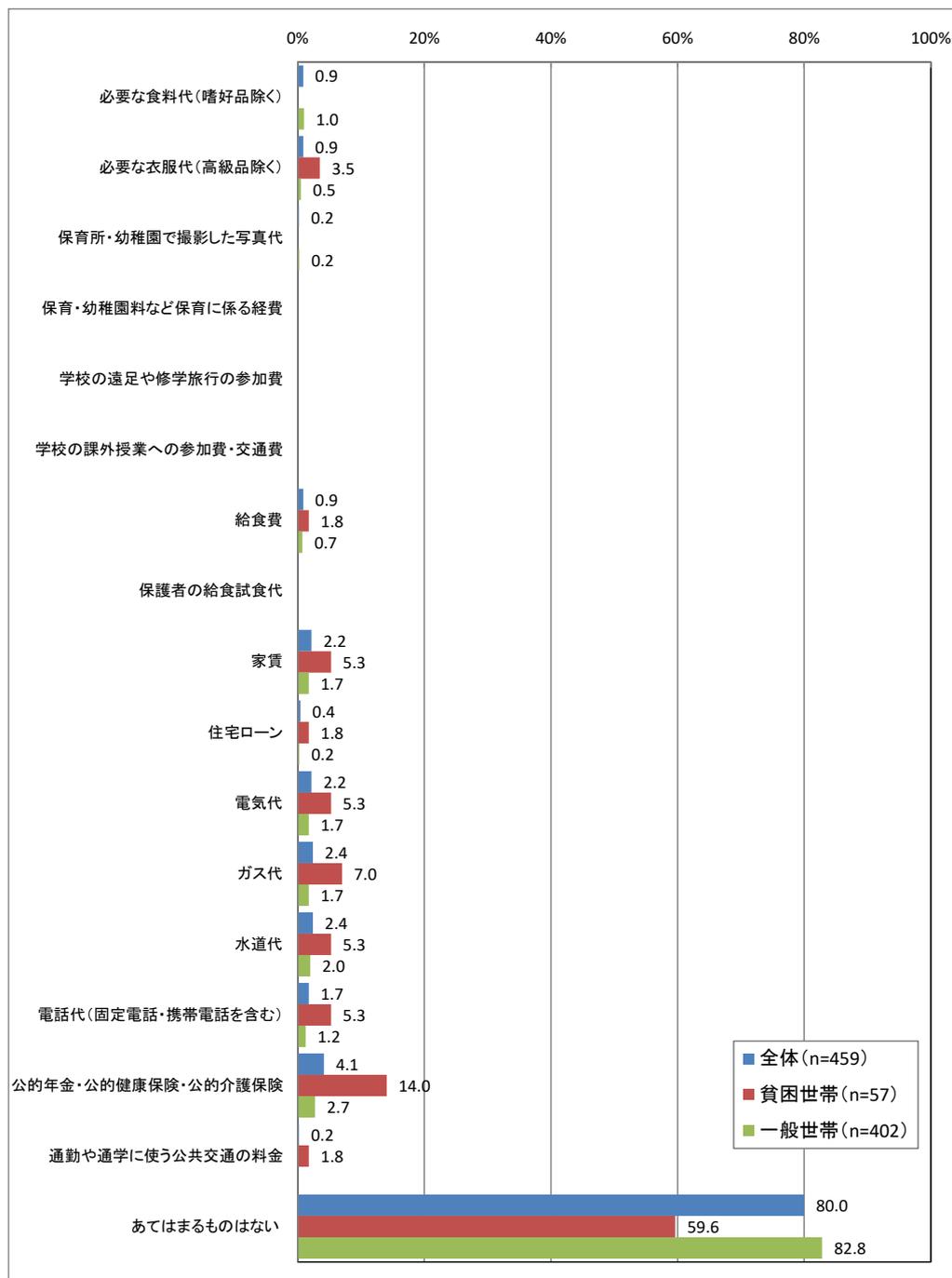


全体を前回調査と比較すると、「よくあった」「ときどきあった」の割合が減少してい
ます。

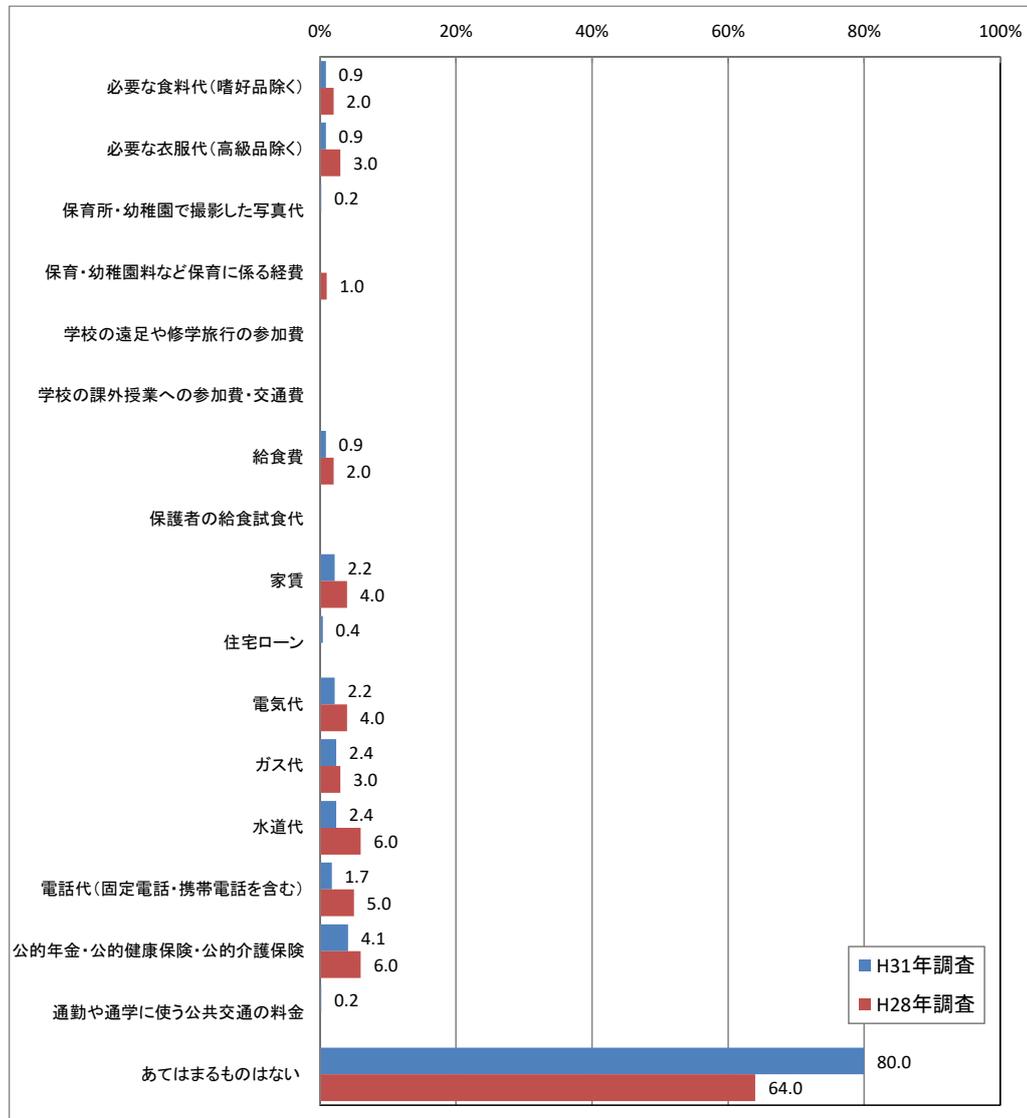


⑦経済的理由による支払不能

過去1年間に経済的理由のために支払いができなかった費用に関しては、「貧困世帯」では「あてはまるものはない」の割合が少なく、「公的年金・公的健康保険・公的介護保険」「ガス代」「電話代（固定電話・携帯電話を含む）」などが多くなっています。



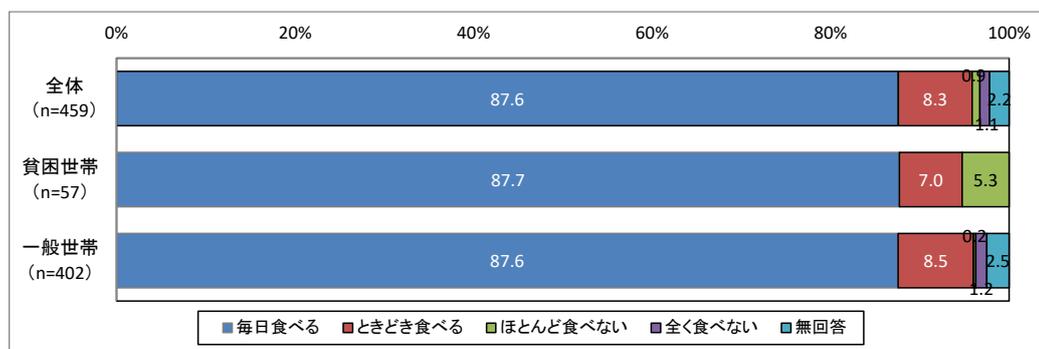
全体を前回調査と比較すると、「あてはまるものはない」の割合が増加し、「公的年金・公的健康保険・公的介護保険」「電話代（固定電話・携帯電話を含む）」など、費用全般で減少しています。



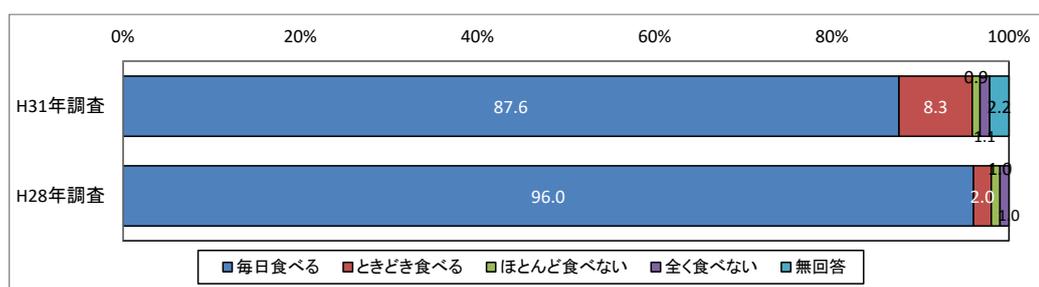
⑧朝食に関して

朝食に関して、「毎日食べる」と「ときどき食べる」をあわせた『食べる』の割合が95.9%と、ほとんどの子どもが朝食を食べているという結果になりました。

世帯の状況別でみると、「貧困世帯」で「ほとんど食べない」の割合が多くなっています。



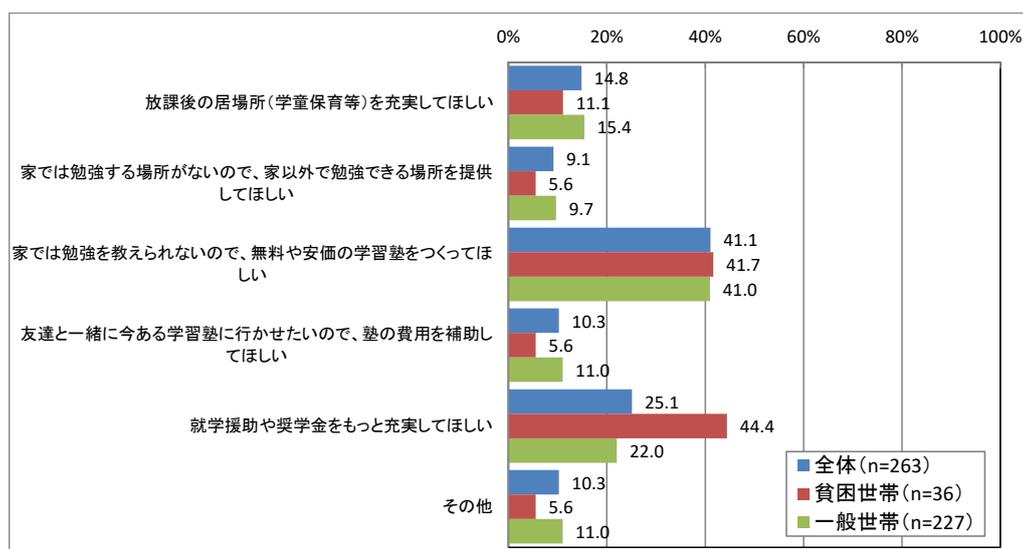
全体を前回調査と比較すると、「毎日食べる」の割合が減少し、「ときどき食べる」が増加しています。



◎学習支援等に関する要望

学習支援等に関する要望では「家では勉強を教えられないので、無料や安価の学習塾をつくってほしい」が41.1%と最も多く、「就学援助や奨学金をもっと充実してほしい」25.1%の順となっています。

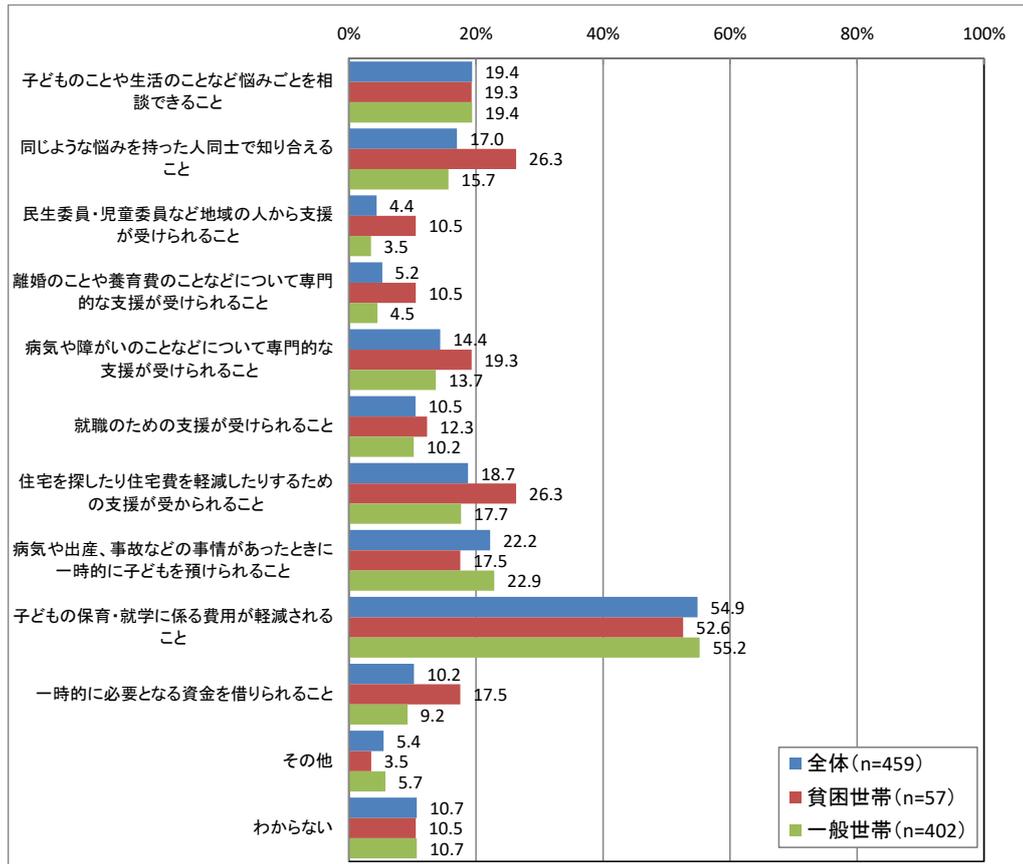
世帯の状況別でみると、「貧困世帯」で「就学援助や奨学金をもっと充実してほしい」の割合が多くなっています。



⑩必要、重要だと思う支援策

現在必要としている、重要だと思う支援策では「子どもの保育・就学に係る費用が軽減されること」が54.9%と最も多くなっています。

世帯の状況別でみると、「貧困世帯」で「同じような悩みを持った人同士で知り合えること」「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受かれること」の割合が多くなっています。



2 取り組みの方向性

(1) 将来像

本町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

(2) 基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を実施するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに視点を置きつつ、差別や偏見を助長することのないよう十分に留意します。

1 相談支援体制の取り組み
貧困対策を行ううえで重要となることは、関係機関連携のもと、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭の声をしっかりと受けとめ、そして早期の把握に努め、各種の支援につなげていくことが重要であることから、全ての支援の出発点である「相談支援体制」の充実に努めます。
2 切れ目のない子育て支援の取り組み
すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支えるとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や未来を築く力を養える、また、子どもたちが自分の居場所と思えるような「子どもの居場所」の整備に努めます。
3 教育支援の取り組み
子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。 子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの乳幼児期の保育・教育を受ける機会を保障するとともに、質の高い教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた保育・教育の提供に努めます。
4 経済的支援による暮らしの支援の取り組み
様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。 現金給付や現物給付、各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困の状況にある、または貧困の状況のおそれのある家庭の自立支援に努めます。

3 取り組みの内容

(1) 相談支援体制の取り組み

①相談等体制の整備

子どもの貧困対策推進の第一歩は相談対応からであることから、気軽に相談できる体制の整備と相談後の適切なアドバイスを行い、地域の中で安心して暮らせるよう、相談対応の充実を図ります。

事業名	具体的な内容	担当課
総合相談窓口の設置	子育てや貧困に悩む保護者や関係機関からの相談について専門の知識を有する専門員の必要性も含めた総合相談窓口の設置を行います。	健康福祉課
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの様々な相談に対して、母子寡婦福祉連絡協議会や母子家庭等就業・自立支援センターからの助言を頂きながら、情報の発信と適切な援助を実施します。	健康福祉課
生活困窮に関する相談	生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、北海道や北海道から委託を受けている生活困窮者自立相談支援事業者と連携のもと、必要な支援を実施します。	健康福祉課
子育て応援ガイドブックによる情報発信	子育てに関する様々な最新情報をわかりやすく作成し町ホームページや冊子によりお知らせします。	健康福祉課

②教育機関や地域等との連携体制の整備

子ども本人の悩みや子どもを取り巻く環境の様々な問題に対して、迅速かつ適切に対応・支援するために、児童福祉関係や母子保健関係、教育委員会等の関係機関及び地域における関係団体等が連携する体制の整備を図ります。

事業名	具体的な内容	担当課
要保護児童地域連絡協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決に努めます。	健康福祉課

(2) 切れ目のない子育て支援の取り組み

①子どもの居場所づくり

子どもの生活を支える取り組みの一つとして、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所を設け、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境の整備と支援を行います。

事業名	具体的な内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する調整等の実施体制確立に向けて検討します。	健康福祉課
子どもの居場所づくり事業	様々な困難や課題を抱える子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う子どもの居場所づくりの開設に向けて検討します。 広報紙等を通じたPR強化により更なる地域浸透を図るとともに、自治会の方の協力も頂きながら、イベントやお祭り等の行事を取り入れ、継続した地域共生拠点づくりを図っていきます。	健康福祉課

(3) 教育支援の取り組み

①保育の確保

保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

事業名	具体的な内容	担当課
乳児（0歳児）保育事業	桜ヶ丘保育所にて、0歳児定員8名の受け入れと、洞爺保育所にて、0歳児定員3名の受け入れを実施しています。今後も0歳児の需要は育児休業明けの入所等、利用者数の増加が見込まれるが、虻田地区での0歳児の受け入れができるよう環境整備に努めます。	教育委員会 管理課
土曜日午後の保育事業	全常設保育所で土曜日においても平日と同じ保育時間、開所時間で実施します。	教育委員会 管理課
一時保育事業（一時預かり保育）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間一時的な預かりを本町地区、洞爺湖温泉地区及び洞爺地区の町内3か所の常設保育所で実施します。	教育委員会 管理課
休日保育事業	休日保育事業は実施していませんが、保育ニーズが徐々に高まっていることから、常設保育所4か所のうち1か所で事業を実施できるよう検討します。	教育委員会 管理課
【再掲】ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する調整等の実施体制確立に向けて検討します。	健康福祉課

②学力の向上

家庭の環境に左右されることなく、子どもの学力が保障されるよう、学習の機会の確保と基礎学力の向上を図るための取り組みを行います。

事業名	具体的な内容	担当課
学力向上支援員の配置	学力向上を図るために学力向上支援員を配置し、きめ細やかな指導を行うとともに、基礎、基本の定着を図ります。	教育委員会 管理課
地域未来塾の実施	地域未来塾の実施により、小学生には学習習慣と基礎学力の向上を主に、中学生には受験対策に向けた集中講義を行うなど、学力向上に取り組みます。 また、今後は指導者体制についての維持、強化を図っていきます。	教育委員会 社会教育課
生活困窮者学習支援事業	生活困窮者自立支援制度に基づき、北海道から委託を受けている支援事業者と連携のもと、生活困窮世帯の子どもの学習を支援します。	健康福祉課

③保育・就学への支援

幼児期の保育支援や義務教育への就学援助、更には高等教育を学ぶための就学支援など、教育環境の整備の取り組みを行います。

事業名	具体的な内容	担当課
保育所利用者負担金一部助成事業	子育て支援の充実を図るため、利用者負担金及び副食費の2分の1を助成し、保護者の働きやすい環境づくりや経済的負担軽減を図ります。	教育委員会 管理課
子育てのための施設等利用給付負担金事業	幼稚園及び認可外保育施設に入園している児童・預かり保育事業・一時預かり事業について、保護者に利用者負担金（上限37,000円）を助成し、保護者の経済的負担軽減を図ります。	教育委員会 管理課
就学援助事業	経済的理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給付型就学援助費を支給します。	教育委員会 管理課
洞爺地区等高校生通学費等助成事業	通学困難地区に在住する高校生を対象に、保護者の経済的負担の軽減や生徒の就学の機会を図るため、近隣市町の高等学校への通学費又は下宿等に係る費用の助成を行います。 町全体の高校生の通学費と通学等に係る支援のあり方について、今後検討のうえ方向性を見出していくこととします。	教育委員会 管理課
育英資金の基金貸付及び給付事業	就学を支援するため、児童生徒及び保護者に対し、育英資金の貸付及び給付を実施します。	教育委員会 管理課

(4) 経済的支援による暮らしの支援の取り組み

①経済的支援による暮らしの支援

生活の基盤を支えるため、現金給付や物品給付等による経済的支援を行います。

事業名	具体的な内容	担当課
生活保護	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。決定権者である北海道と連携のもと、適切に支援します。	健康福祉課
出産祝い金支給事業	子どもを出産された方に、お祝いとして町内の事業所で使える商品券を、第1子は50,000円分、第2子は70,000円分、第3子以降は100,000円分をそれぞれ支給します。	健康福祉課
子育て支援ごみ袋支給事業	乳幼児の紙おむつ等処理するために必要な20ℓの指定ごみ袋を月5枚、出生から満2歳になるまでの前月までの間、現物で支給します。	健康福祉課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児等の健康保持及び増進、また児童を養育する家庭生活の安定を図るため、15歳（中学3年生）までの医療費について、自己負担分全額を公費で助成します。	住民課
子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業	中学生は年1回、小学生以下は年2回のインフルエンザ予防接種費用の全額を公費で助成をすることにより、子育て世代の経済的負担を軽減していきます。	健康福祉センター
チャイルドシート及びベビーカー無償貸出事業	貸し出し期間を最大1年間とし、チャイルドシートやベビーカーを無償で貸し出します。	住民課
子ども子育て応援住宅	満18歳以下の子どもを持つ世帯で、住宅に困窮する度合いの高い世帯から入居者を選考するとともに、適正な維持管理を進めていきます。	庶務課
母子寡婦福祉連絡協議会事業の周知と情報発信	母子家庭世帯における仲間づくり、及び北海道母子寡婦福祉連合会や民間事業所における給付型奨学金制度、母子寡婦福祉連絡協議会独自の入学祝い金制度等、母子寡婦福祉連絡協議会と連携のもと、ひとり親世帯に対する情報を町ホームページや広報誌などによりお知らせします。	健康福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子家庭、及び寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、就学資金や就学支度資金等を貸し付けます。	健康福祉課
ひとり親家庭等就業支援事業	ひとり親家庭等就労・自立支援センターと連携のもと、母子家庭等の社会的自立支援や仕事に関する相談、就労先の情報提供など、就業全般について支援します。	健康福祉課
フッ素塗布事業	1歳以上の幼児を対象に、むし歯予防と生活習慣の改善を図るために、フッ素塗布を無料で実施します。	健康福祉センター
ピロリ菌検査事業	中学2年生を対象に、将来の胃がん発生の抑制を目的にピロリ菌検査を無料で実施します。 また、中学校との連携強化や未受診者対策を継続することで、受診率の向上を目指します。	健康福祉センター
【再掲】 就学援助事業	経済的理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給付型就学援助費を支給します。	教育委員会 管理課

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

また、子どもの貧困対策に際し、貧困対策を総合的に推進するため、教育や福祉、医療等関係する各部署が連携し、協力しながら施策に取り組むことが重要であることから、庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策推進プロジェクトチーム会議」を設置します。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。そのため、特に、教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

また、町外の子育てに関するサポート団体や関連機関等とネットワークを構築し、連携を強化します。子どもの貧困対策に関する効果的な支援のあり方の検討や優れた実践事例等の情報の共有など、当町の実情に沿った取り組みを継続性をもって推進します。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3 計画の達成状況の点検・評価

(1) 推進体制の整備

本計画の推進にあたって、庁内関係各課及び洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会と連携していきます。又、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

(2) 計画推進に対する評価

計画の目標値の達成状況、事業実績を毎年度把握することによって計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検評価を子ども・子育て支援事業計画策定委員会等において実施し、必要に応じて今後の施策事業へ反映していきます。

資 料 編

1 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、業務の円滑な実施に関する計画（以下「支援事業計画」という。）を策定するため、洞爺湖町子ども・子育て支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業計画の立案に関すること。
- (2) その他支援事業計画に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者から町長が委嘱する委員9名以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から支援事業計画の策定が終了する日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞き、又は資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に洞爺湖町子ども・子育て支援計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置することができる。

2 専門部会は、支援事業計画に係る専門的な事項を調査研究する。

3 専門部会の委員は、支援事業計画の内容に関する事項にかかわる洞爺湖町職員及び洞爺湖町教育委員会職員で構成する。

4 専門部会は、調査研究、審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属団体名等	氏名	備考
1	洞爺湖町校長会会長	堀田 稔	委員長
2	洞爺湖町社会福祉協議会評議員	川上 由起子	
3	洞爺湖町民生委員児童委員協議会主任児童委員	佐藤 正記	
4	洞爺湖町PTA連合会会長	舘岡 恵一	
5	保育所代表 桜ヶ丘保育所所長	山本 幸子	
6	幼稚園代表 とうや湖幼稚園園長	小倉 克彦	副委員長
7	公募委員	福島 正和	
8	公募委員	香川 洋一	
9	公募委員	堀 美乃里	

令和2年3月

洞爺湖町健康福祉課福祉・高齢者グループ
〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地
電話 0142 (74) 3001
fax 0142 (74) 2121